

防災製品性能試験基準

防 災 製 品 認 定 委 員 会
制 定 昭 和 5 1 年 8 月 1 日
最 終 改 正 平 成 2 5 年 7 月 1 0 日 基 準 第 1 号

1 寝具類

「防災製品認定規程」（平成21年規程第1号 以下「認定規程」という。）第3条第1号に規定する寝具類の防災性能試験に係る洗たく処理及び防災性能試験は、次のとおりとする。

(1) 洗たく処理

次に定める洗たく処理を行った後に防災性能試験を実施するものとする。ただし、毛布類にあっては、洗たく処理の前後に防災性能試験を実施するものとする。

ア 側地類のうちふとん側地及びマットレス側地（側地として製品化されたものに限る。以下同じ。）、ふとん類の側地並びに毛布類のうち毛布、ベッドスプレッド

(ア) 洗たく方法

別記「防災製品の前処理としての洗たく要領」（以下「洗たく要領」という。）（その1）による。

(イ) 洗たくの種類

ふとん側地、マットレス側地及びふとん類の側地にあっては水洗い洗たく、毛布及びベッドスプレッドにあっては水洗い洗たく及びドライクリーニング（水洗い洗たく又はドライクリーニングのいずれかについて、適用できない旨の表示を行うこととするものにあつては、当該適用できないものとする洗たく方法については除く。）とする。

イ 側地類のうち敷布、ふとんカバー、毛布カバー、枕カバー及び毛布類のうちタオルケット

(ア) 洗たく方法

洗たく要領（その2）による。

(イ) 洗たくの種類

水洗い洗たくとする。

(2) 防災性能試験

ふとん類（完成品）は、ふとん類の側地及び完成品それぞれの試験を行うこととする。

ア 側地類、ふとん類

(ア) 側地類（敷布及びふとんカバーを除く。）及びふとん類の側地

炎を接した場合に熔融する性状（熔融性）のものにあつては 45°メセナミン法及

びコイル法による試験を、その他（非熔融性）のものにあつては 45° メセナミン法による試験を行い、炭化長及び接炎回数がそれぞれ基準に適合するものであること。

a 燃焼試験装置

燃焼試験装置は、非熔融性のものにあつては、別図第 1 の燃焼試験箱及び別図第 2 の試験体支持枠とし、熔融性のものにあつては、これらのほかに別図第 3 の電気火花発生装置、別図第 4 のマイクロバーナー及び別図第 5 の試験体支持コイルとすること。

b 試験体

- (a) 45° メセナミン法の試験体は、2 m²以上の布から無作為に切り取った縦 35 cm、横 25 cmのもの 3 体とすること。
- (b) コイル法の試験体は、(a) により切り取った残余の布から無作為に切り取った幅 10 cm、重さ 1g のものとする。ただし、幅 10 cm、長さ 20 cmで重さが 1g に満たないものにあつては、当該幅及び長さのものとする。
- (c) 試験体は、燃焼試験を行う前に 50±2°Cの恒温乾燥器内に 24 時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に 2 時間以上放置したものとする。

c 45° メセナミン法

(a) 試験方法

- ① 試験体を試験体支持枠の金網の上に重ねて、試験体支持枠にゆるみなく固定し、試験体支持枠の内側の下辺中央部より 5 cm上部の位置にメセナミンを容易に移動しない方法で置くこと。
- ② 点火は、小火源により行い、点火後はすみやかに燃焼試験箱のガラス窓を閉じて、燃焼が終了するまで放置すること。

(b) 性能基準

炭化長は、それぞれの試験体の炭化部分の最大の長さとし、試験体 3 体について、最大値が 7 cm以下で、かつ、平均値が 5 cm以下であること。

d 45° コイル法

(a) 試験方法

- ① 試験体は、幅 10 cmにまるめ、試験体支持コイル内に入れること。
- ② バーナーの炎の長さは、45 mmとすること。
- ③ バーナーは、炎の先端が試験体の下端に接するように固定し、試験体が熔融を停止するまで加熱すること。
- ④ 試験体 3 体について、その下端から 9 cmのところまで熔融し尽くすまで③の加熱を繰り返すこと。

(b) 性能基準

接炎回数は、試験体 3 体の平均値が 3 回以上であること。

(イ) 敷布及びふとんカバー

試験用ふとんを敷布又はふとんカバーでそれぞれ包んだものについて、45°メセナミン法及び水平たばこ法による試験を行い、炭化長、残炎及び残じんがそれぞれ基準に適合するものであること。

a 燃焼試験装置

(a) 45°メセナミン法の燃焼試験装置は、別図第1の燃焼試験箱及び別図第2の試験体支持枠又は別図第2の試験体支持枠を45°の傾斜に保つことができる装置及び別図第2の試験体支持枠とすること。

(b) 水平たばこ法の燃焼試験は、水平な台の上で行うこと。

(c) 燃焼試験箱を用いない試験は、静穏な室内で行うこと。

b 試験体

(a) 45°メセナミン法の試験体は、試験用ふとん（綿100%、目付 $130 \pm 10 \text{ g/m}^2$ の防炎処理を施していない側地（詰物を入れる前の縫い上がりの状態で、縫い目の相互間隔を縦25 cm、横25 cmとする。）に綿100%中わた $40 \pm 0.5 \text{ g}$ を均一に入れ、最も厚い部分の厚さを3 cm以上としたもの）を、袋状に縫製した試験用敷布又はふとんカバーで包んだもの3体とすること。

(b) 水平たばこ法の試験体は、(a)の試験体と同様のもの6体とすること。

(c) 試験体は、(ア) b (c)の規定の例により処理したものとすること。

c 45°メセナミン法

(a) 試験方法

試験は、(ア) c (a) ①及び②の規定に準じて行うこと。

(b) 性能基準

炭化長は、別図第6により試験用ふとんについて透視的に測定した炭化部分の最大の長さとし、試験体3体について、最大値が10 cm以下で、かつ、平均値が8 cm以下であること。

d 水平たばこ法

(a) 試験方法

① 水平な台の上に一体の試験体を置き、別図第7に示す位置に点火したたばこ（一端から5 mmのところまで燃焼した状態の両切ピース）を置いた後、その上にもう一体の試験体をたばこが移動しないようにして、下側の試験体と同じ位置になるように重ねること。

② 1時間後、上側の試験体を静かに取り除き、炭化長（試験体の表面で測定）の測定及び残炎、残じんの有無を確認すること。

(b) 性能基準

炭化長、残炎及び残じんは、試験体6体（2枚重ね3組）の各々について、次のとおりであること。

① 炭化長は、試験体の炭化部分の最大の長さとし、試験体6体について、最

大値が 10 cm以下であること。

② 残炎及び残じんがないこと。

(ウ) ふとん類 (完成品)

ふとん類 (完成品) は、45° メセナミン法及び水平たばこ法による試験を行い、炭化長、残炎及び残じんがそれぞれ基準に適合するものであること。

a 燃焼試験装置

試験装置は、(イ) a の規定によること。

b 試験体

(a) 45° メセナミン法の試験体は、ふとん及び座ぶとんにあつては、試験用ふとん側地 (詰物を入れる前の縫い上がりの状態で、縫い目の相互間隔を縦 25 cm、横 25 cmとする。) に同一試料から中わた 40±0.5g (羽毛にあつては 20±0.5g) を均一に入れたもの 3 体とすること。ただし、完成された試験体の厚さ (最も厚い部分) が 3 cmに満たないものにあつては、3 cmになるまでわたを追加すること。また、マットレスにあつては、試験用マットレス側地 (プラスチック発泡体を入れる前の縫い上がりの状態で、縫い目の相互間隔を縦 25 cm、横 25 cmとする。) に縦 22 cm、横 22 cm、厚さ 3 cmのプラスチック発泡体を入れたもの 3 体とすること。

(b) 水平たばこ法の試験体は、(a) の試験体と同様のもの 6 体とすること。

(c) 試験体は、(ア) b (c) の規定の例により処理したものであること。

c 45° メセナミン法

(a) 試験方法

試験は、(ア) c (a) ①及び②の規定に準じて行うこと。

(b) 性能基準

炭化長は、別図第 6 により透視的に測定した試験体の炭化部分の最大の長さとし、試験体 3 体について、最大値が 10 cm以下で、かつ、平均値が 8 cm以下であること。

d 水平たばこ法

(a) 試験方法

試験方法は、(イ) d (a) の規定に準じて行うこと。

(b) 性能基準

炭化長、残炎及び残じんは、試験体 6 体 (2 枚重ね 3 組) の各々について、次のとおりであること。

① 炭化長は、試験体の炭化部分の最大の長さとし、試験体 6 体について、最大値が 10 cm以下であること。

② 残炎及び残じんがないこと。

イ 毛布類

毛布類は、45°メセナミン法及び45°たばこ法による試験を行い、45°メセナミン法にあっては炭化長、45°たばこ法にあっては残炎、残じん及び燃焼部分の状態がそれぞれ基準に適合するものであること。

(ア) 燃焼試験装置

燃焼試験装置は、ア(ウ) a(a)及び(c)の規定によること。

(イ) 試験体

a 45°メセナミン法の試験体は、2 m²以上の毛布類から無作為に切り取った縦 35 cm、横 25 cmのもの 3 体とすること。

b 45°たばこ法の試験体は、aにより切り取った残余の毛布類から無作為に切り取った縦 20 cm、横 15 cmのもの 12 枚とすること。

c 試験体は、ア(ア) b(c)の規定の例により処理したものとすること。

(ウ) 45°メセナミン法

a 試験方法

試験は、ア(ア) c(a) ①及び②の規定に準じて行うこと。

b 性能基準

炭化長は、試験体の炭化部分の最大の長さとし、試験体 3 体について、最大値が 12 cm以下で、かつ、平均値が 10 cm以下であること。

(エ) 45°たばこ法

a 試験方法

(a) 試験体支持枠の金網の上に 2 枚の試験体を重ねて置き、別図第 8 に示す位置に点火したたばこ(一端から 5 mmのところまで燃焼した状態の両切ピース)を置き、さらに、その上に 2 枚の試験体を重ねること。この場合、上下の試験体とたばこの間にすき間ができないようにすること。

(b) (a)により組み合せたものを、たばこの火のついていいる一端が下方になるように燃焼試験箱内又は 45°の傾斜に保つことができる装置に取り付けること。

b 性能基準

1 時間放置後、静かに上側の 2 枚の試験体を取り除いたときに、上下両方の試験体について、残炎及び残じんがなく、かつ、燃焼部分が試験体周辺端部のいずれの部分にも達しないこと。

2 テント類、シート類、幕類、非常持出袋、自動車・オートバイ等のボディカバー、襖紙・障子紙等、祭壇用白布、防護用ネット及び木製等ブラインド

認定規程第 3 条第 2 号に規定するテント類、第 3 号に規定するシート類、第 4 号に規定する幕類、第 5 号に規定する非常持出袋、第 1 2 号に規定する自動車・オートバイ等のボディカバー、第 1 4 号に規定する襖紙・障子紙等、第 1 7 号に規定する祭壇用白布、第 1 9 号に規定する防護用ネット及び第 2 2 号に規定する木製等ブラインドの防火性能試験は、消防法

施行規則（昭和36年自治省令第6号、以下「規則」という。）第4条の3第4項及び第7項に規定する防災性能の測定方法並びに（1）から（3）までの事項により試験を行い、同条第3項に示す基準により判定を行うものとする。

- (1) 材質・厚み等により試験体支持枠による固定が困難なものにあつては、試験体の寸法を縦29cm、横19cmの大きさにすること。また、細幅のものにあつては、隙間をなくすように揃えて継ぎ合わせることにし、継ぎ合わせ部にバーナーの炎が接炎しないようにすること。
- (2) 非常持出袋にあつては、試験体の表面について試験を行うこと。
- (3) 非常持出袋にあつては、完成品に付属する付属品についても防災性能試験を行うこと。ただし、以下に規定する付属品については防災性能試験は行わない。
 - ① ひも、ファスナー、ボタン、ハトメその他金属製付属品
 - ② 面積が30cm²以下のネームタグ
 - ③ 反射材、リボン、レース、刺繍または飾りのような装飾用の材料で最大長が5cm以下の小片で、係る小片全体の面積が130cm²を占めないもの
 - ④ 巾5cm以下のストラップ（芯材入りを含む）
- (4) 防護用ネットにあつては、試験体を引き揃えて網目を閉じた状態で行うことにし、この状態での1平方メートル当たりの質量が450g以下のものはマイクロバーナーを用い、450gを超えるものはメッセルバーナーを用いて防災性能試験を適用すること。

3 防災頭巾等、防災頭巾等側地及び防災頭巾等詰物類

認定規程第3条第6号から第8号までに規定する防災頭巾等、防災頭巾等側地、防災頭巾等詰物類の防災性能試験に係る洗たく処理及び性能試験は、次のとおりとする。

(1) 洗たく処理

ア 洗たく方法

防災頭巾等側地（防災頭巾等の側地を含む。以下同じ。）については洗たく前及び洗たく要領（その1）による処理後に、防災頭巾等詰物類（防災頭巾等の詰物を含む。以下同じ。）については洗たく前（防災処理加工された中わたについては洗たく要領（その3）による処理後）に、防災頭巾等（完成品）については洗たく要領（その4）による処理後に、それぞれ防災性能試験を実施し、また、衝撃吸収性試験は洗たく前の防災頭巾等（完成品）について実施するものとする。

イ 洗たくの種類

防災頭巾等側地にあつては、水洗い洗たく、防災頭巾等詰物類のうち防災処理加工された中わた及び防災頭巾等（完成品）にあつては、水洗い洗たく及びドライクリーニング（水洗い洗たく又はドライクリーニングのいずれかについて、適用できない旨の表示を行うこととするものにあつては、当該適用できないものとする洗たく方法については除く。）とする。

(2) 衝撃吸収性試験

ア 衝撃吸収性試験装置

試験装置は、JIS T 8131 : 2000 6.3 に規定する人頭模型及び 6.5 に規定する衝撃吸収性試験装置とすること。

ただし、人頭模型の材料の構成は、木材に低反響性マグネシウム合金をかぶせたもの（以下「木材・金属複合品」という。）又は JIS G 4051 に定める S45C 相当の鋼鉄製のもの（以下「金属製品」という。）とすること。

イ 試験体

(ア) 試験体は、防災頭巾等（完成品）3 体とすること。

(イ) 試験体は、衝撃吸収性試験を行う前に、 $50 \pm 2^{\circ}\text{C}$ の恒温乾燥器内に 24 時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に 2 時間以上放置したものとすること。

ウ 衝撃吸収性試験

(ア) 試験方法

試験体の人頭模型に装着し、衝撃吸収性試験装置により平面型ストライカー（直径 12.7 cm の円形の平面衝撃面をもち、質量はおもりを含めて $5_{-0}^{+0.09}$ kg のもの）を静かに試験体の上部に置き、その位置から 100_{-0}^{+5} mm 上方へ上げたのち、試験体の頂部に自然落下させること。なお、試験体を装着する場合、人頭模型の首部より下の測定に支障を与える部分は、切りとることができること。

(イ) 性能基準

人頭模型に加わる衝撃力は、人頭模型が木材・金属複合品である場合は、7.4kN 以下、人頭模型が金属製品である場合は、9.8kN 以下であること。

(3) 防災性能試験

防災頭巾等（完成品）は、防災頭巾等の側地、防災頭巾等の詰物及び完成品それぞれの試験を行うこととする。

ア 防災頭巾等（完成品）

防災頭巾等（完成品）は、 45° エアーミックスバーナー法による試験を行い、炭化長及び残炎時間がそれぞれ基準に適合するものであること。

部位により構成素材が異なる場合は、それぞれについて試験を行うこと。

また、完成品に付属する付属品についても防災性能試験を行うこと。ただし、以下に規定する付属品については防災性能試験は行わない。

- ① ひも、ファスナー、ボタン、ハトメその他金属製付属品
- ② 面積が 30 cm^2 以下のネームタグ
- ③ 反射材、リボン、レース、刺繍または飾りのような装飾用の材料で最大長が 5 cm 以下の小片で、係る小片全体の面積が 130 cm^2 を占めないもの

(ア) 燃焼試験装置

燃焼試験装置及び燃料は、それぞれ規則第 4 条の 3 第 5 項第 1 号及び第 2 号による

こと。

(イ) 試験体

- a 試験体は、3 個以上の完成品からそれぞれ無作為に切り取った縦 40 cm、横 22 cmのもの 4 体とすること。
- b 試験体は、1 (2) ア (ア) b (c) の規定の例により処理したものとすること。

(ウ) 45° エアーミックスバーナー法

a 試験方法

試験は、規則第 4 条の 3 第 5 項第 4 号イからハマまでに定めるところによること。
この場合において 2 体の試験体については表側から、残り 2 体の試験体については裏側から、それぞれ 90 秒間加熱を行うこと。

b 性能基準

- (a) 炭化長は、それぞれの試験体の炭化部分の最大の長さとし、試験体 4 体について、最大値が 10 cm以下で、かつ、平均値が 8 cm以下であること。
- (b) 残炎時間は、20 秒以下であること。

イ 防災頭巾等側地

1 (2) ア (ア) に規定する側地類及びふとん類の側地の試験を行い、炭化長及び接炎回数が同性能基準に適合するものであること。

ウ 防災頭巾等詰物類

防災頭巾等詰物類のうちプラスチック発泡体以外のもは 45° メセナミンバスケット法により、プラスチック発泡体は 45° メセナミン法により試験を行い、炭化長が基準に適合するものであること。

a 燃焼試験装置

- (a) 45° メセナミンバスケット法の燃焼試験装置は、別図第 1 の燃焼試験箱、別図第 2 の試験体支持枠及び別図第 9 のバスケット又は別図第 2 の試験体支持枠を 45° の傾斜に保つことができる装置、別図第 2 の試験体支持枠及び別図第 9 のバスケットとすること。
- (b) 45° メセナミン法の燃焼試験装置は、別図第 1 の燃焼試験箱及び別図第 2 の試験体支持枠又は別図第 2 の試験体支持枠を 45° の傾斜に保つことができる装置及び別図第 2 の試験体支持枠とすること。
- (c) 燃焼試験箱を用いない試験は、静穏な室内で行うこと。

b 試験体

- (a) 45° メセナミンバスケット法の試験体は、同一試料の中から無作為に採取した重さ $10 \pm 0.1\text{g}$ のもの 3 体とすること。
- (b) 45° メセナミン法の試験体は、同一試料の中から無作為に採取した縦 15 cm、横 10 cm、厚さ 2 cmのもの 3 体とすること。
- (c) 試験体は、1 (2) ア (ア) b (c) の規定の例により処理したものとすること。

と。

c 45° メセナミンバスケット法

(a) 試験方法

- ① 試験体を、バスケットに均一になるように詰めてふたを固定し、バスケットを燃焼試験箱内又は 45° の傾斜に保つことができる装置に設置した試験体支持枠の金網の上に容易に移動しない方法で支持すること。
- ② 試験体の別図第 10 に示す位置（試験体の下辺中央部より 4.5 cm 上方）にメセナミンを容易に移動しない方法で置くこと。
- ③ 点火は、小火源により行い、点火後は火源の周囲の空気を静穏な状態に保ち、燃焼が終了するまで放置すること。

(b) 性能基準

炭化長は、別図第 6 により透視的に測定した試験体の炭化部分の最大の長さとし、試験体 3 体について、最大値が 12 cm 以下で、かつ、平均値が 10 cm 以下であること。

d 45° メセナミン法

(a) 試験方法

- ① 試験体を、燃焼試験箱内又は 45° の傾斜に保つことができる装置に設置した試験体支持枠の金網の上に容易に移動しない方法で支持すること。
- ② 試験体の別図第 11 に示す位置（試験体の下辺中央部より 4.5 cm 上方）にメセナミンを容易に移動しない方法で置くこと。
- ③ 点火は、小火源により行い、点火後は火源の周囲の空気を静穏な状態に保ち、燃焼が終了するまで放置すること。

(b) 性能基準

炭化長は、c (b) の性能基準に適合するものであること。

4 衣服類

認定規程第 3 条第 9 号に規定する衣服類の防炎性能試験に係る洗たく処理及び防炎性能試験は、次のとおりとする。

(1) 洗たく処理

ア 洗たく方法

洗たく要領（その 5）による処理後に、防炎性能試験を実施するものとする。

イ 洗たくの種類

水洗い洗たく及びドライクリーニング（水洗い洗たく又はドライクリーニングのいずれかについて、適用できない旨の表示を行うこととするものにあつては、当該適用できないものとする洗たく方法については除く。）とする。

(2) 防炎性能試験

衣服類（完成品）又はその材料について行うこと。衣服類（完成品）の試験は、布地部

分、縫い目、へり(Hem)又は飾り(Trim)の部分について行うこと。

ア 燃焼試験装置

燃焼試験装置は、次の装置、部品及び材料から構成されるものであること。

(ア) 試験箱

試験箱は、別図第 1 2 に示した内側の寸法が、幅 329 mm、奥行 329 mm、高さ 762 mm の大きさとする。試験箱は、中央部に (イ) に規定する試験体支持枠を吊し、また試験体支持枠の下端が (ウ) に規定するバーナーの先端から 17 mm 上方の位置になるよう固定するための金具を取り付けること。バーナーの先端の上部は、試験箱の床面の上方 175 mm となるようにすること。試験箱の前面は、試験の全容を観察するためガラスをはめ込んだ扉とすること。

(イ) 試験体支持枠

試験体支持枠は、別図第 12 に示した U 字型の 2 枚のステンレス板(寸法縦 422 mm、横 89 mm、厚さ 2 mm 及び内側寸法縦 356 mm、横 51 mm)で、2 枚の板を重ね易いようにピンを取り付けること。試験体をゆるみなく 2 枚の板に挟んだ後、板の両側を適当なクリップで固定すること。

(ウ) バーナー

バーナーは、別図第 12 に示した微調整バルブを備えた内径 11 mm の管で、その先端部分は、鉛直方向から 25° 傾斜させる。バーナー管は、試験箱の側面の孔から導き、バーナーの先端を所定の位置へ素早く移動できるように調整板を取り付けること。

(エ) ガスの供給装置

ガスの供給は、バーナー入口での圧力が $129 \pm 13 \text{ mmHg}$ となるよう調整弁を設けて行うこと。

(オ) 燃料ガス

燃料ガスは、純度 97% 以上のメタンガスとすること。

(カ) ケイ酸カルシウム板及びステンレス金網

ケイ酸カルシウム板及びステンレス金網は、別図第 12 に示す炎滴着火性判定用のガーゼを載せる台であり、JIS A 5430 に規定するケイ酸カルシウム板は、寸法縦 150 mm、横 150 mm、厚さ 8 mm とし、ステンレス金網 (20 メッシュ、0.2 ~ 0.4 φ) は、寸法縦 150 mm、横 150 mm のものとする。

(キ) かぎつきおもり

炭化長を測定するためのかぎつきおもりは、試料布地の質量に応じた第 1 表に掲げる 4 種類とすること。

第 1 表 布地の平方メートル当りの質量と荷重

布地の平方メートル当りの質量 (g/m ²)		荷重 (g)
100 以上	101 未満	54.4
101 以上	207 未満	113.4

207 以上	338 未満	226.8
338 以上	450 未満	340.2

(ク) ガーゼ

ガーゼは、日本薬局方に規定する「タイプ1」を 150 mm角に切断したものとすること。

〔注〕 (ア) から (ウ) までに記載した試験装置の細部の製作図面は、米国連邦法施行規則集 (Code of Federal Regulations) Title 16, Part 1615 「子供用寝衣の燃焼性基準—サイズ 0~6X (FF3-71)」に示されたものとする。

イ 試験体

(ア) 試験体の寸法

試験体の寸法は、各 89 mm×254 mmとすること。

(イ) 試験体の採取

材料から試験体を採取する場合は、縦方向及び横方向にそれぞれ 3 枚採取すること。製品から採取する場合は、布地部分の縦方向及び横方向にそれぞれ 3 枚採取すること。さらに加えて縫い目、へり(Hem)及び飾り(Trim)の部分からも試験体をそれぞれ 2 枚採取すること。ただし、飾り(Trim)の部分が材料(布地の状態)として合格する場合は、製品からの試験体の採取を省略することができる。規定の寸法の試験体が採取できない場合は、燃焼挙動に影響を及ぼさない範囲で補助布を継ぎ合わせることができる。また、あわせ及び綿入れ等の多層構造の製品の場合は、試験体の下端部分を適当な糸を用いてへりを作ること。

(ウ) 試験体及びガーゼの状態調節

試験体は、50±2℃の恒温乾燥器で 24 時間乾燥後(熱により影響を受けない試験体にあっては、105±2℃で 1 時間乾燥後)、シリカゲル入りデシケーター中に 2 時間以上放置すること。ガーゼの状態調節は、いずれの条件でもよいものとする。

ウ 鉛直メタンバーナー法

(ア) 試験方法

a 試験装置温度の確認

燃焼試験に先立ち、試験箱、試験体支持枠、ケイ酸カルシウム板及び金網が、室温近くの温度になっていることを確認すること。

b バーナーの調節

炎の長さは、微調整バルブを使って、バーナーの先端の最も高い点から上方へ測って 38 mmとなるように調節し、炎が安定していることを確認すること。

c ガーゼの準備

試験箱の床面中央部にケイ酸カルシウム板を置きその上に金網を重ねて置くこと。次いで、状態調節をしたガーゼ 2 枚をデシケーターから取り出し金網の上に置くこと。

d 試験体の燃焼

試験体をデシケーターから取り出し、速やかに試験体支持枠に取り付け、試験体支持枠を試験箱の所定の位置に固定すること。この場合、試験体をあらかじめ試験体支持枠にとりつけて、イ（ウ）の状態調節を行ってもよいものとする。

バーナーを移動して、試験体に 3.0 ± 0.2 秒間接炎する。試験体からバーナーの炎を取り去った後に、試験体支持枠上で試験体が燃焼する状態及び炎滴着火性の有無を観察すること。

〔注〕炎滴着火性とは、燃焼試験において加熱により試験体の一部が熔融滴下し、試験体支持枠の下方に置いたガーゼに着火させる性質をいう。

e 炭化長の測定

試験体を試験箱及び試験体支持枠から取り外し、平板の上に置くこと。試験体を炭化あるいは熔融した部分の長さ方向に沿って強く折り目をつけた後、試験体を平らにすること。試験体の下端部の片側に、第1表に掲げたかぎつきおもりの中から選んだ所定のものを引っ掛け、次に、反対側の下端部をつかんでおもりがぶら下がるまで持ち上げ、試験体の引き裂けた先端から、試験体の下端までの長さを炭化長として測ること。

f 試験回数

布地の試験回数は、5回とすること。試験は、縦方向及び横方向の試験体について交互にそれぞれ2回ずつ実施し、試料の方向によって炭化長に有意な差を認めた場合は、5枚目の試験体として炭化長の大きい方向を選ぶこと。

(イ) 性能基準

a 炭化長

布地の5試験体については、平均炭化長が17.8 cm以下であり、かつ最大炭化長は25.4 cm未満であること。また、縫い目、飾り(Trim)又はへり(Hem)の各2試験体についての平均及び最大炭化長も同様であること。

b 炎滴着火性

いずれの試験においても、ガーゼの着火がないこと。

5 布張家具等及び布張家具等側地

認定規程第3条第10号及び第11号に規定する布張家具等及び布張家具等側地(布張家具等の側地、張替用布張家具等側地及び布張家具等に用いられるカバーを含む。以下同じ。)の温水浸漬処理及び洗たく処理並びに防炎性能試験は、次のとおりとする。

(1) 温水浸漬処理又は洗たく処理

ア 洗たく方法等

布張家具等側地の防炎性能試験は、規則第4条の3第4項第3号に定める温水浸漬後に実施するものとする。ただし、布張家具等の側地であって脱着式のもの及び布張家具

等に用いられるカバーにあつては洗たく要領（その6）による処理後に実施する。

イ 洗たくの種類

水洗い洗たく及びドライクリーニング（水洗い洗たく又はドライクリーニングのいずれかについて、適用できない旨の表示を行うこととするものにあつては、当該適用できないものとする洗たく方法については除く。）とする。

(2) 防炎性能試験

布張家具等（完成品）は、布張家具等の側地及び完成品それぞれの試験を行うこととする。

ア 布張家具等（完成品）

布張家具等（完成品）は、布張家具等を想定した模型について、防炎性能試験を行い、燃焼の状態、残炎時間及び残じん時間がそれぞれ基準に適合するものであること。

(ア) 火源にたばこを用いる試験

a 燃焼試験装置及び材料は、次の（a）から（g）によるものとする。

(a) 試験体支持枠

別図第13によること。

(b) 恒温乾燥器（熱風循環型）

(c) デシケーター又はプラスチックフィルム製の袋

(d) シリカゲル

(e) ストップウォッチ 0.1秒まで測定できるもの

(f) スケール 1mm目盛のもの

(g) たばこ（両切レギュラーサイズのピース）

b 試験体

試験体の大きさは、詰物を側地でおおった状態で、概ね縦 300 mm、横 300 mm、高さ 75 ± 10 mm（注1）とし、水平用のもの（注2）及び鉛直用のもの（注3）のすべての種類の組合せを3体ずつ（背部を有さないものにあつては、水平用のもののみ3体）作製すること（注4）。作製した試験体を $50 \pm 2^\circ\text{C}$ の恒温乾燥器内に24時間放置すること。ただし、熱の影響を受けるおそれのない試験体にあつては、 $105 \pm 2^\circ\text{C}$ の恒温乾燥器内に1時間放置して、これに代えることができる。次にシリカゲル入りデシケーター又は密閉することのできるプラスチックフィルムの袋に2時間以上放置すること。着火源として用いるたばこは、開封直後のものを除きデシケーター中に2時間以上放置したものとする。

（注1）座部及び背部の詰物の厚さが 85 mm を超える場合及び 65 mm 未満の場合
は、別図第14のように厚さを 75 ± 10 mm となるように調整する。

（注2）座部に使用されている側地（椅子の下側に張られている部分を除く。）
の種類ごとに詰物を組合せたものとする。

（注3）背部又は肘掛部を有する場合、背部又は肘掛部に使用されている詰物を

別図第15のように外側と内側の詰物の構成を比較し、同一の場合は背部の側地の種類ごとに、異なる場合は、内側の詰物に内側の側地、外側の詰物に外側の側地を対応させ、側地の種類ごとに組合せたものとする。
(注4) 試験体高さ75mmの内、着火源側30mmまでは製品と同じ素材構成とし、それ以上においては30mmまでの中で使用したいずれかの素材で嵩上げたものとする。ただし、防炎性能試験結果として30mmを超える燃焼深さで、かつ判定基準内となったものについては、完成品と同じ素材構成で作製した試験体を用いて再試験を行う。

c クレビスたばこ法

(a) 試験方法

試験体をデシケーター又はプラスチックフィルムの袋から取り出し、背部等の材料から作られた試験体を鉛直に、座部の材料から作られた試験体を水平に（背部等を有さないものにあつては試験体を水平に）試験体支持枠に固定し、取出し後2分以内に一端から5mmのところまで燃焼した両切ピースを試験体の接合線上に試験体の端から50mm以上（背部を有さないものにあつては、試験体周囲のへりから50mm以上）隔たった位置で、かつ、(イ)の試験におけるエアーミックスバーナーによる接炎部分から100mm以上離して置き、燃焼の状況を観察すること。

(b) 性能基準

試験体の上にたばこを置いたのち、1時間の間において発炎及び進行するくすぶりが認められないこと。

(イ) 火源にバーナーを用いる試験

a 燃焼試験装置及び材料は、(ア) a (a) から (f) までによる他、火源に使用するバーナーは、別図第16によるものとし、燃料は、JIS K 2240（液化石油ガス〔LP ガス〕）の2種4号（ブタン及びブチレンを主体とするもの。）を用い、ガス圧力は、4kPaとし、炎の長さは24mmとすること。

b 試験体は、(ア) bによること。

c クレビスバーナー法

(a) 試験方法

(ア) cの方法により試験体を試験体支持枠に固定すること。バーナーの軸は、別図第17のように座部に対して垂直で、かつ、背部と45°の傾きを有する平面内（背部を有さないものにあつては試験体に垂直な平面内）に置き、座部に対して45°の角度となるようにし、バーナーの先端を接合線（背部を有さないものにあつては試験体に対して45°の角度で、周囲のへりから50mm以上隔たった位置）に軽く接するようにして、30秒間加熱した後、残炎時間及び残じん時間を測定すること。

(b) 性能基準

残炎時間及び残じん時間が 120 秒以下であること。

(ウ) 燃焼の確認

a 試験方法

火源にたばこ及びバーナーを用いる試験終了後、直ちに試験体を解体し燃焼状態を観察すること。

b 性能基準

内部において発炎及び進行するくすぶりが認められないこと。

イ 布張家具等側地（張替用布張家具等側地を除く）の防炎性能試験

防炎性能試験を行い、炭化長が基準に適合するものであること。

(ア) 燃焼試験装置及び材料は、次の a から h までによること。

a 燃焼試験箱は、別図第 18 によること。

b 試験体支持枠は、別図第 19 によること。

c 恒温乾燥器（熱風循環型）

d 火源

バーナーは、別図第 16、電気火花発生装置は、別図第 20 によることとし、燃料、ガス圧力及び炎の長さは、ア（イ） a によること。

e シリカゲル

f ストップウォッチ 0.1 秒まで計測できるもの

g デシケーター

h スケール 1 mm 目盛のもの

(イ) 試験体の調整

試験体の大きさは、縦 350 mm、横 250 mm とし、3 枚を側地に用いる 1 m² 以上の材料から採取すること。採取した試験体を温度 50±2℃ の温水中に 30 分間浸し、通風乾燥後 50±2℃ の恒温乾燥器内に 24 時間放置すること。ただし熱の影響を受けるおそれのない試験体にあつては 105±2℃ の恒温乾燥器内に 1 時間放置してこれに代えることができること。次にシリカゲル入りデシケーターに 2 時間以上放置すること。

(ウ) 45° エアーミックスバーナー金網法

a 試験方法

試験体を 1 枚ずつデシケーターから取り出し、手早く試験室と同温度の試験体押さえ枠の金網上に置き、支持枠で動かないように周囲を押さえ、燃焼試験箱に固定すること。バーナーは水平にしてその先端を試験体の表面から 1 mm 離して 30 秒間加熱すること。試験体の燃焼状態を観察し、消炎後の炭化長を測定すること。

b 性能基準

炭化長は、それぞれの試験体の炭化部分の最大の長さとし、試験体 3 体について、最大値が 7 cm 以下でかつ、平均値が 5 cm 以下であること。

ウ 張替用布張家具等側地の防炎性能試験

張替用布張家具等側地は、標準発泡詰物を張替用布張家具等側地で包んだ試験体（背と座の組合せ）について、クレビスバーナー法及びクレビスたばこ法による試験を行い、燃焼の状態、残炎時間及び残じん時間がそれぞれ基準に適合するものであること。

(ア) 火源にたばこを用いる試験

a 燃焼試験装置及び材料は、(2)ア(ア)aによること。

b 試験体

試験体の大きさは、標準発泡詰物（軟質ウレタンフォーム 見かけ密度 25 kg/m³、サイズ縦 300 mm、横 300 mm、厚み 75 mm）を縦方向 3 体及び横方向 3 体の試験用側地で覆った試験体を 6 体作製する。作製した試験体を 50±2℃の恒温乾燥器内に 24 時間放置すること。ただし、熱の影響を受けるおそれのない試験体にあつては、105±2℃の恒温乾燥器内に 1 時間放置して、これに代えることができる。次にシリカゲル入りデシケーター又は密閉することのできるプラスチックフィルムの袋に 2 時間以上放置すること。着火源として用いるたばこは、開封直後のものを除きデシケーター中に 2 時間以上放置したものとする。

c クレビスたばこ法

(a) 試験方法

試験体をデシケーター又はプラスチックフィルムの袋から取り出し、背部と座部を 3 通りの組合せで試験体支持枠に固定し、取出し後 2 分以内に一端から 5 mm のところまで燃焼した両切ピースを試験体の接合線上に試験体の端から 50 mm 以上隔たった位置で、かつ、(イ)の試験におけるエアーミックスバーナーによる接炎部分から 100 mm 以上離して置き、燃焼の状況を観察すること。

(b) 性能基準

(2)ア(ア)c(b)に規定する基準によること。

(イ) 火源にバーナーを用いる試験

a 燃焼試験装置及び材料は、(2)ア(イ)aによること。

b 試験体は、(ア)bによること。

c クレビスバーナー法

(a) 試験方法

(ア)cの方法により試験体を試験体支持枠に固定すること。バーナーの軸は、別図第 17 のように座部に対して垂直で、かつ、背部と 45° の傾きを有する平面内に置き、座部に対して 45° の角度となるようにし、バーナーの先端を接合線に軽く接するようにして、30 秒間加熱した後、残炎時間及び残じん時間を測定すること。

(b) 性能基準

(2) ア (イ) c (b) に規定する基準によること。

(ウ) 燃焼の確認

試験方法及び性能基準は、(2) ア (ウ) によること。

6 ローパーティションパネル、展示用パネル、祭壇及び災害用間仕切り等

認定規程第3条第13号に規定するローパーティションパネル、第15号に規定する展示用パネル、第16号に規定する祭壇及び第24号に規定する災害用間仕切り等の防災性能試験は、次のとおりとする。

(1) 防災性能試験

ア 燃焼試験装置

(ア) 焼試験装置は、規則第4条の3第6項第1号の別図第1(その2)(その4)(その5)の燃焼試験箱、別図第2の2(その3)の試験体支持枠、別図第3(その1)の電気火花発生装置及び別図第5のメッケルバーナーとすること。

(イ) 燃料は、規則第4条の3第4項第2号によること。

イ 試験体の調整

(ア) 試験体は、天地方向の縦29cm、横19cm、厚み原寸のもの3体とすること。

(イ) 試験体は、1(2)ア(ア)b(c)の規定により処理したものとすること。

ウ 45°メッケルバーナー法

(ア) 試験方法

規則第4条の3第6項第4号によること。

(イ) 性能基準

a 残炎時間は、10秒以下であること。

b 残じん時間は、30秒以下であること。

c 炭化面積は、70cm²以下であること。

d 残炎時間及び残じん時間を測定した後、直ちに加熱面を上にし、45°の傾斜に保つことができる装置に試験体を固定して放置し、加熱終了より15分後に発炎及びくすぶりが認められないこと。

7 マット類

認定規程第3条第18号に規定するマット類の温水浸漬処理及び洗たく処理並びに防災性能試験は、次のとおりとする。

(1) 温水浸漬処理及び洗たく処理

ア 洗たく方法等

規則第4条の3第4項第3号に定める温水浸漬後(ただし、キッチンマット、バスマット、洗面マット、トイレ足元マットにあつては、洗たく要領(その7)による水

洗い洗たく処理後)に防炎性能試験を実施するものとする。

(2) 防炎性能試験

45° エアーミックスバーナー法による試験を行い、残炎時間及び炭化長がそれぞれ基準に適合するものであること。

ア 燃焼試験装置

(ア) 燃焼試験装置は、規則第4条の3第5項第1号の別図第1(その3)の燃焼試験箱、別図第2の3の試験体支持枠及びケイ酸カルシウム板、別図第3(その2)の電気火花発生装置及び別図第6のエアーミックスバーナーとすること。

(イ) 燃料は、規則第4条の3第5項第2号によること。

イ 試験体

(ア) 試験体は、無作為に切り取った縦40 cm、横22 cm、厚み原寸のもので、縦方向及び横方向それぞれ3体とすること。

(イ) 試験体は、1(2)ア(ア) b(c)の規定の例により処理したものであること。

ウ 45° エアーミックスバーナー法

(ア) 試験方法

規則第4条の3第5項第4号によること。

(イ) 性能基準

a 炭化長は、試験体の炭化部分の最大の長さとし、試験体6体について、最大値が10 cm以下であること。

b 残炎時間は、20秒以下であること。

8 防火服及び防火服表地

認定規程第3条第20号に規定する防火服及び第21号に規定する防火服表地(防火服の表地を含む。以下同じ。)の防炎性能に係る洗たく処理及び防炎性等性能試験は、次のとおりとする。

(1) 洗たく処理

B-I型及びB-II型についての(2)ア(イ) a、b、c、d及びg並びに(2)イ(イ) a、bの防炎性等性能試験については、「防炎性能に係る耐洗たく性能の基準」(昭和48年6月1日消防庁告示第11号、以下「告示第11号基準」という。)第3、2による水洗い洗たくを5回繰り返す方法又は前入れ方式の水平ドラム型洗たく機にISO 6330:1984の手順2Aに定める温度 $60 \pm 3^{\circ}\text{C}$ の軟水と付属書Bに定める1g/lのIEC標準洗剤の入った軟水を入れて5回繰り返し洗たくし、手順Eによりタンブル乾燥機で乾燥する方法による洗たく処理後に防炎性等性能試験を実施する。ただし、(2)ア(イ) gの防炎性等性能試験に係る洗たく処理は、JIS L 0217:1995の番号103の方法によることとし、繰り返し回数を20回として、ドライアイロン仕上げを実施しない方法とする。

(2) 防炎性等性能試験

防火服は、防火服の表地及び防火服それぞれの試験を行うこととする。

ア 防火服

(ア) 試料の種類

- a 防火服を構成する各層の生地(A-II型又はB-II型の防火服のセパレート型防火服のズボンであって、認定規程第3条第23号に掲げるK-II型活動服又はこれと同等の性能を有する活動服を併用することで防火服の性能基準を満たすこととするもの(以下「內衣一体型」という。)にあつては、防火服を構成する各層生地及び当該活動服の生地)とすること。
- b リストレット、再帰性反射材、縫い糸

(イ) 防炎性等性能試験

a 洗たく収縮性

(a) 試験体

試験体は、B-I型及びB-II型について、各層の生地1.5㎡のもの1体とすること。

(b) 試験方法

① ISO 5077:1984 (JIS L 1909:2005) に従って行うこと。

② B-I型及びB-II型について、(ア) aの試料についての1回洗たく後の試料の寸法及び5回洗たく後の試料の寸法を測定し、各層の縦方向及び横方向の寸法変化率を求める。

(c) 性能基準

① B-I型

寸法変化率は、各層生地の縦方向、横方向いずれも±5%以内であること。

② B-II型

寸法変化率は、各層生地の縦方向、横方向いずれも±3%以内であること。

b 防炎性

(a) 試験体

① 試験体は、各層生地(內衣一体型のものにあつては活動服生地を含む。)を防火服(完成品)と同等に組み合わせた縦22cm、横18cmの縦方向のもの3体及び縦18cm、横22cmの横方向のもの3体の合計6体とすること。ただし、最内層裏地が火炎に暴露するおそれのあるものにあつては、縦方向のもの6体及び横方向のもの6体の合計12体とすること。

② 防火服にリストレット素材が組み込まれているものにあつては、リストレット素材で縦22cm、横18cmの縦方向のもの3体及び縦18cm、横22cmの横方向のもの3体の合計6体とすること。

③ 試験体は、防炎性試験を行う前に1(2)ア(ア) b(c)により処理したものとすること。

(b) 試験方法

- ① ISO 15025 : 2000 (JIS T 8022 : 2006) に従って行うこと。
- ② (a) ①の縦方向のもの 3 体及び横方向のもの 3 体の合計 6 体の試験体の最外層表地側 (防火服の表面) から火炎を当てて行うこと。
- ③ 防火服の裏面が火炎に暴露するおそれのあるものにあつては、②のほか(a) ①の縦方向のもの 3 体及び横方向のもの 3 体の合計 6 体の試験体の最内層裏地側 (防火服の裏面) から火炎を当てて行うこと。
- ④ 防火服にリストレット素材が組み込まれているものにあつては、(a) ②の縦方向のもの 3 体及び横方向のもの 3 体の合計 6 体の試験体の表面に火炎を当てて行うこと。

(c) 性能基準

(b)②から④までのそれぞれの試験において、以下に規定する基準によること。

- ① 各試験体の最上部又は左右いずれかの端部に火炎が伝わらないこと。
- ② すべての層に貫通した穴が開かないこと。
- ③ 熔融又は滴下しないこと。
- ④ 残炎時間は、縦方向及び横方向それぞれの 3 体の平均値が 2 秒以下であること。
- ⑤ 残じん時間は、縦方向及び横方向それぞれの 3 体の平均値が 2 秒以下であること。

c 熱伝達性 (火炎暴露)

(a) 試験体

試験体は、(ア) a の各層の生地を防火服(完成品)と同等に組み合わせた縦 14 cm、横 14 cmのもの 3 体とすること。

(b) 試験方法

ISO 9151 : 1995 (JIS T 8021 : 2005) に従い、最外層表地側 (防火服の表面) から火炎を当てて行うこと。

(c) 性能基準

- ① A-I 型及び B-I 型
 - i 熱伝達指数 HTI_{24} は、3 体の平均値が 9 以上であること。
 - ii 熱伝達指数 $HTI_{24}-HTI_{12}$ は、3 体の平均値が 3 以上であること。
- ② A-II 型及び B-II 型
 - i 熱伝達指数 HTI_{24} は、3 体の平均値が 13 以上であること。
 - ii 熱伝達指数 $HTI_{24}-HTI_{12}$ は、3 体の平均値が 4 以上であること。

d 熱伝達性 (放射熱暴露)

(a) 試験体

試験体は、(ア) a の各層の生地を防火服(完成品)と同等に組み合わせた縦 23

cm、横 7 cm のもの 3 体とすること。

(b) 試験方法

ISO 6942 : 2002 (JIS T 8020 : 2005) 方法 B に従い、最外層表地側 (防火服の表面) から熱流速密度が 40kW/m^2 となるようにして行うこと。

(c) 性能基準

① A-I 型及び B-I 型

- i 放射熱伝達指数 $RHTI_{24}$ は、3 体の平均値が 10 以上であること。
- ii 放射熱伝達指数 $RHTI_{24} - RHTI_{12}$ は、3 体の平均値が 3 以上であること。
- iii 熱伝達因子 TF は、3 体の平均値が 0.7 以下であること。

② A-II 型及び B-II 型

- i 放射熱伝達指数 $RHTI_{24}$ は、3 体の平均値が 18 以上であること。
- ii 放射熱伝達指数 $RHTI_{24} - RHTI_{12}$ は、3 体の平均値が 4 以上であること。
- iii 熱伝達因子 TF は、3 体の平均値が 0.5 以下であること。

e 耐熱性

(a) 試験体

試験体は、(ア) a の各層の生地縦 37.5 cm、横 37.5 cm のもの 1 体のほか、(ア) b の再帰性反射材及びリストレットについてはそれぞれ 30 cm の長さとし、縫い糸にあっては 15 cm 以上で重さが 1g とすること。

(b) 試験方法

ISO 17493 : 2000 (JIS T8023:2006) に従い、 180°C の試験温度で 5 分間行うこと。

(c) 性能基準

- ① 各層の生地、再帰性反射材、リストレット及び縫い糸のいずれもが、熔融、滴下、分離又は発火しないこと。
- ② 収縮率は、各層の生地、再帰性反射材、リストレット及び縫い糸のいずれもが 5% 以下であること。

f 液体化学薬品浸透性

(a) 試験体

試験体は、(b) の薬品 1 薬品当たり (ア) a の各層の生地を防火服(完成品)と同等に組み合わせた縦 36 cm、横 23.5 cm の縦方向のもの 3 体及び縦 23.5 cm、横 36 cm の横方向のもの 3 体の合計 6 体とすること。

(b) 試験方法

ISO 6530 : 1999 (JIS T 8033 : 2008) に従って、縦方向のもの 3 体及び横方向のもの 3 体の合計 6 体を用いて、次の薬品を最外層表地側 (防火服の表面) から注入時間 10 秒及び温度 20°C で行うこと。

- ① 40% の水酸化ナトリウム

- ② 36%の塩酸
- ③ 30%の硫酸
- ④ パラキシレン

(c) 性能基準

- ① 反発指数は、各薬品による各試験において縦方向及び横方向それぞれの3体の平均値が80%を超えること。
- ② 各薬品による各試験において、薬品が防火服の表面から裏面へ浸透しないこと。

g 耐水性

(a) 試験体

試験体は、(ア) aのうち耐水性能を有する層の生地縦15 cm、横15 cmのもの5体とすること。

(b) 試験方法

- ① JIS L 1092 : 1998により耐水度試験(静水圧法)B法(高水圧法)に従って行うこと。
- ② 試験は、耐水性能を有する側から、目皿を用いて加圧すること。

(c) 性能基準

耐水度は、5体の平均値が294kPa以上であること。

イ 防火服表地

(ア) 試料の種類

試料は、防火服表地とすること。

(イ) 防炎性等性能試験

a 洗たく収縮性

(a) 試験体

試験体は、B-1型及びB-II型について、1.5 m²のもの1体とすること。

(b) 試験方法

ア(イ) a (b)の例により試験を行うものとする。

(c) 性能基準

ア(イ) a (c)に規定する基準の例によること。

b 防炎性

(a) 試験体

試験体は、(ア)の防火服表地を縦22 cm、横18 cmの縦方向のもの3体及び縦18 cm、横22 cmの横方向のもの3体の合計6体とすること。

(b) 試験方法

ア(イ) b (b) ①及び②の例により試験を行うこと。

(c) 性能基準

- ① 試験体の最上部又は左右いずれかの端部に火炎が伝わらないこと。
- ② 溶融又は滴下しないこと。
- ③ 残炎時間は、縦方向及び横方向それぞれの 3 体の平均値が 2 秒以下であること。
- ④ 残じん時間は、縦方向及び横方向それぞれの 3 体の平均値が 2 秒以下であること。

c 引張強さ及び放射熱暴露後の残留引張強さ

(a) 試験体

放射熱暴露前及び放射熱暴露後の試験のための試験体は、それぞれ縦 30 cm、横 5.5 cm の縦方向のもの 5 体及び縦 5.5 cm、横 30 cm の横方向のもの 5 体の合計 10 体とすること。

(b) 試験方法

- ① ISO 6942 : 2002 の方法 A に従い、縦方向のもの 5 体及び横方向のもの 5 体の合計 10 体に熱流束密度 10kW/m^2 で放射熱暴露を行うこと。
- ② B-I 型及び B-II 型用の防火服表地にあつては、ISO 5081 により、A-I 型及び A-II 型用の防火服表地にあつては、ISO 13934-1 : 1999 により、それぞれ引張強さの試験を行うこと。

(c) 性能基準

放射熱暴露前及び放射熱暴露後のそれぞれの試験において、以下に規定する基準によること。

① A-I 型及び A-II 型

引張強さは、縦方向及び横方向それぞれの 5 体の平均値が 450N 以上であること。

② B-I 型

引張強さは、縦方向及び横方向それぞれの 5 体の平均値が 850N 以上であること。

③ B-II 型

引張強さは、縦方向及び横方向それぞれの 5 体の平均値が 1,200N 以上であること。

d 引裂強さ

(a) 試験体

試験体は、縦 22.5 cm、横 7.5 cm の縦方向のもの 5 体及び縦 7.5 cm、横 22.5 cm の横方向のもの 5 体の合計 10 体とすること。

(b) 試験方法

B-I 型及び B-II 型用の防火服表地にあつては、ISO 4674 : 1977 の A2 法により、A-I 型及び A-II 型用の防火服表地にあつては、ISO 4674 : 1977 の

A 1 法により、それぞれ試験を行うこと。

(c) 性能基準

① A-I 型

引裂強さは、縦方向及び横方向それぞれの 5 体の平均値が 25N 以上であること。

② A-II 型

引裂強さは、縦方向及び横方向それぞれの 5 体の平均値が 50N 以上であること。

③ B-I 型

引裂強さは、縦方向及び横方向それぞれの 5 体の平均値が 40N 以上であること。

④ B-II 型

引裂強さは、縦方向及び横方向それぞれの 5 体の平均値が 100N 以上であること。

e 表面湿潤性

(a) 試験体

試験体は、縦 17 cm、横 17 cm のもの 3 体とすること。

(b) 試験方法

ISO 4920 : 1981 (JIS L 1092 : 2003 スプレー法) に従って行うこと。

(c) 性能基準

撥水度は、3 体の平均値が 4 以上であること。

f 帯電性

(a) 試験体

試験体は、縦 30 cm、横 25 cm の縦方向のもの 3 体及び縦 25 cm、横 30 cm の横方向のもの 3 体の合計 6 体とすること。

(b) 試験方法

JIS L 1094 : 2003 の C 法 (摩擦帯電電荷量測定法) に従い、摩擦布としてアクリル及びナイロンの編地を用いて試験を行うこと。

(c) 性能基準

帯電電荷量は、摩擦布としてアクリル及びナイロンを用いた試験において、縦方向及び横方向それぞれの 3 体の平均値が $7 \mu\text{C}/\text{m}^2$ 以下であること。

9 活動服

認定規程第 3 条第 2 3 号に規定する活動服の防炎性能に係る洗たく処理及び防炎性等性能試験は、次のとおりとする。

(1) 洗たく処理

(2) イ (ア) 及び (イ) の防炎性等性能試験については、告示第 11 号基準第 3、2 による水洗い洗たくの方法を 5 回繰り返す洗たく処理後に防炎性等性能試験を実施する。ただし、生地には防炎性能を与えるための処理を施したものにあっては、50 回繰り返し後に試験を実施すること。

(2) 防炎性等性能試験

ア 試料の種類

活動服の主たる生地とすること。

イ 防炎性等性能試験

(ア) 防炎性

a 試験体

(a) 試験体は、縦 25.4 cm、横 8.9 cm の縦方向のもの 3 体及び縦 8.9 cm、横 25.4 cm の横方向のもの 3 体の合計 6 体とすること。

(b) 試験体は、1 (2) ア (ア) b (c) により処理したものとすること。

b 試験方法

JIS L 1091 の A-4 法に従って行うこと。ただし、加熱時間については 12 秒とすること。

c 性能基準

(a) 溶融又は滴下しないこと。

(b) 残炎時間は、縦方向及び横方向それぞれの 3 体の平均値が 3 秒以下であること。

(c) 残じん時間は、縦方向及び横方向それぞれの 3 体の平均値が、K-I 型にあっては 5 秒以下、K-II 型にあっては 3 秒以下であること。

(d) 炭化長は、縦方向及び横方向それぞれの 3 体の平均値が、K-I 型にあっては 25 cm 以下、K-II 型にあっては 10 cm 以下であること。

(イ) 酸素指数

a 試験体

(a) 試験体は、縦 16 cm、横 7 cm の縦方向のもの 2 体及び縦 7 cm、横 16 cm の横方向のもの 1 体の合計 3 体とすること。

(b) 試験体は、1 (2) ア (ア) b (c) により処理したものとすること。

b 試験方法

JIS L 1091 の E 法に従って行うこと。

c 性能基準

限界酸素指数は、K-I 型にあっては 26 以上、K-II 型にあっては 29 以上であること。

(ウ) 耐熱性

a 試験体

試験体は、縦 37.5 cm、横 37.5 cmのもの 1 体とすること。

b 試験方法

JIS T8023 に従い、180℃の試験温度で 5 分間行うこと。

c 性能基準

熱収縮率は、K-I 型にあつては 10%以下、K-II 型にあつては 5%以下であること。

(エ) 引張強さ

a 試験体

試験体は、縦 30 cm、横 5.5 cmの縦方向のもの 3 体及び縦 5.5 cm、横 30 cmの横方向のもの 3 体の合計 6 体とすること。

b 試験方法

JIS L 1096 の A 法（ラベルドストリップ法）に従って行うこと。

c 性能基準

(a) K-I 型

引張強さは、縦方向及び横方向それぞれの 3 体の平均値が 650N 以上であること。

(b) K-II 型

引張強さは、縦方向及び横方向それぞれの 3 体の平均値が 700N 以上であること。

(オ) 引裂強さ

a 試験体

試験体は、縦 25 cm、横 10 cmの縦方向のもの 3 体及び縦 10 cm、横 25 cmの横方向のもの 3 体の合計 6 体とすること。

b 試験方法

JIS L 1096 の A-1 法（シングルタング法）に従って行うこと。

c 性能基準

引裂強さは、縦方向及び横方向それぞれの 3 体の平均値が 20N 以上であること。

(カ) 帯電性

a 試験体

試験体は、アの活動服の生地を縦 35 cm、横 25 cmの縦方向のもの 3 体及び縦 25 cm、横 35 cmの横方向のもの 3 体の合計 6 体とすること。

b 試験方法

8 (2) イ (イ) f (b) に規定する方法により試験を行うこと。

c 性能基準

8 (2) イ (イ) f (c) に規定する基準によること。

10 作業服

認定規程第3条第25号に規定する作業服の防炎性能に係る洗たく処理及び防炎性等性能試験は、次のとおりとする。

(1) 洗たく処理

(2) イ(ア)の防炎性等性能試験については、告示第11号基準第3、2による水洗い洗たくの方法を5回繰り返す洗たく処理後に防炎性等性能試験を実施する。ただし、生地に防炎性能を与えるための処理を施したものにあっては、50回繰り返し後に試験を実施すること。

(2) 防炎性等性能試験

ア 試料の種類

作業服の主たる生地とすること。

イ 防炎性等性能試験

(ア) 防炎性

a 試験体

(a) 試験体は、縦22cm、横18cmの縦方向のもの3体及び縦18cm、横22cmの横方向のもの3体の合計6体とすること。

(b) 試験体は、1(2)ア(ア)b(c)により処理したものとすること。

b 試験方法

ISO 15025:2000のA法(JIS T 8022:2006のA法)に従って行うこと。

c 性能基準

(a) 溶融又は滴下しないこと。

(b) 各試験体の最上部又は左右いずれかの端部に火炎が伝わらないこと。

(c) 穴が開かないこと。

(d) 残炎時間は、縦方向及び横方向それぞれの3体の平均値が2秒以下であること。

(e) 残じん時間は、縦方向及び横方向それぞれの3体の平均値が、2秒以下であること。

(イ) 耐熱性

a 試験体

試験体は、縦37.5cm、横37.5cmのもの1体とすること。

b 試験方法

JIS T8023:2006に従い、180℃の試験温度で5分間行うこと。

c 性能基準

熱収縮率は、5%以下であること。

(ウ) 引張強さ(ニット地を除く。)

a 試験体

試験体は、縦30cm、横5.5cmの縦方向のもの3体及び縦5.5cm、横30cmの横方

向のもの 3 体の合計 6 体とすること。

b 試験方法

JIS L 1096 の A 法（ラベルドストリップ法）に従って行うこと。

c 性能基準

引張強さは、縦方向及び横方向それぞれの 3 体の平均値が 300N 以上（シャツ地を用いた上衣にあっては 200N 以上）であること。

(エ) 引裂強さ（ニット地を除く。）

a 試験体

試験体は、縦 25 cm、横 10 cm の縦方向のもの 3 体及び縦 10 cm、横 25 cm の横方向のもの 3 体の合計 6 体とすること。

b 試験方法

JIS L 1096 の A-1 法（シングルタング法）あるいは D 法（ペンジュラム法）に従って行うこと。

c 性能基準

引裂強さは、縦方向及び横方向それぞれの 3 体の平均値が 13N 以上（シャツ地を用いた上衣にあっては 10N 以上）であること。

(オ) 破裂強さ（ニット地に限る。）

a 試験体

試験体は、縦 15 cm、横 15 cm のもの 5 体とすること。

b 試験方法

JIS L 1096 の A 法（ミューレン形法）に従って行うこと。

c 性能基準

破裂強さは、5 体の平均値が 200kPa 以上であること。

(カ) 帯電性

a 試験体

試験体は、縦 35 cm、横 25 cm の縦方向のもの 3 体及び縦 25 cm、横 35 cm の横方向のもの 3 体の合計 6 体とすること。

b 試験方法

8（2）イ（イ）f（b）に規定する方法により行うこと。。

c 性能基準

8（2）イ（イ）f（c）に規定する基準によること。

附 則

この基準は、昭和 51 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、昭和 55 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この基準は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和58年2月8日から施行する。

附 則

この基準は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成4年9月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成7年12月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この防災性能試験基準（以下「試験基準」という。）の改正は、平成8年1月22日から実施する。
- 3 この試験基準の実施の際、防災協会の行う防災製品についての防災性能試験を申請している防災製品の毛布類については、なお従前の例によることとする。
- 4 この試験基準の実施の際、現に防災製品認定委員会の認定を受けている毛布類及び前3により従前の例によることとされた毛布類は、改正された試験基準に適合しているか確認するための試験（以下「確認試験」という。）を申請している毛布類に限り、平成8年3月21日までの間、防災製品ラベルを交付することとする。
- 5 確認試験の申請は、平成7年12月22日から平成9年12月21日までの間行えるものとし、当該試験の結果については、防災製品認定書に、新たな製品番号及び確認試験済である旨を記載の上、申請者宛に通知することとする。
- 6 確認試験に係る手数料の額は、防災協会が別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成9年2月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この防災性能試験基準（以下「試験基準」という。）の改正は、平成9年3月1日から実施する。
- 3 この試験基準の実施の際、防災協会の行う防災製品についての防災性能試験を申請している防災製品のふとん類（以下完成品を指す）にあつては、なお従前の例によることとする。
- 4 この試験基準の実施の際、現に防災製品認定委員会の認定を受けているふとん類及び前3により従前の例によることとされたふとん類は、改正された試験基準に適合しているか確認するための試験（以下「確認試験」という。）を申請しているふとん類に限り、平成9年8月1日までの間、防災製品ラベルを交付することとする。

- 5 詰物類のうち防災処理を施した羽毛にあっては、前3及び4の例によることとする。
ただし、改正された試験基準の実施以前に防災協会において改正された試験基準と同等の45°メセナミンバスケット法及び水洗い洗たくまたは申請者の希望により水洗い洗たくに加えドライクリーニングを行って適合しているものについては改正された試験基準に適合しているものとして扱う。また、防災協会の当該試験において45°メセナミンバスケット法及びドライクリーニングを実施しているものについては、水洗い洗たく後の防災性能の確認試験を申請できるものとする。
- 6 前4及び5の確認試験の申請は、平成9年2月5日から平成11年1月31日までの間行えるものとし、当該試験の結果については、防災製品認定書に、新たな製品番号及び確認試験済である旨を記載の上申請者宛に通知することとする。
- 7 改正試験及び確認試験に係る手数料の額は、防災協会が別に定めることとする。
(経過措置)
- 8 この性能試験基準（以下「試験基準」という。）の改正は、平成9年3月1日から実施する。
- 9 この改正された試験基準の実施の際、防災協会の行う防災製品についての防災性能試験及び衝撃吸収性試験を申請している防災製品の防災頭巾については、なお従前の例によることとする。
- 10 この改正された試験基準の実施の際、現に防災製品認定委員会の認定を受けている防災頭巾及び前9により従前の例によることとされた防災頭巾は、改正された性能試験基準に適合しているか確認するための試験（以下「確認試験」という。）を申請している防災頭巾に限り、平成9年5月1日までの間、防災製品ラベルを交付することとする。
- 11 確認試験は、次の各項目について行うものとする。
① 洗たく前の完成品の衝撃吸収性試験
② 洗たく前及び洗たく後の側地の防災性能試験
③ 洗たく前の詰物の防災性能試験
- 12 既にふとん類の詰物として認定され製品番号を取得しているものについては、改正された試験基準に適合しているものと認める。従って、依頼者が確認試験の依頼の際その旨を申請した場合は、防災性能試験を省略することができる。
- 13 確認試験の申請は、平成9年2月5日から平成10年1月31日までの間行えるものとし、その結果については、防災製品認定書に、新たな製品番号及び確認試験済である旨を記載の上、申請者宛に通知することとする。
- 14 確認試験に係る手数料の額は、協会が別に定めることとする。
- 附 則
この基準は、平成9年10月27日から施行する。
- 附 則
この基準は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この防災性能試験基準（以下「試験基準」という）の改正は、平成16年4月1日から実施する。
- 3 この試験基準に適合しているか確認するための試験の申請において、平成15年4月1日から平成16年3月31日までに公的試験機関が試験して発行した成績書を添付して、平成16年6月30日までに申請した場合には、当該試験の項目を省略することができる。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年7月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成20年2月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、改正前の基準に基づき認定された防火服又は防火服表地にあつては、改正後の基準第4条の規定に適合するA-II型及びB-II型防火服又は同基準第5条の規定に適合するA-II型及びB-II型防火服に用いる表地とそれぞれみなすものとする。

附 則

この基準は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、改正前の基準により「防災製品認定要綱」第6条の規定に基づき認定された防火服についての基準の適用については、当該防火服の有効期間満了の日までの間に限り、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年1月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成22年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、現に防災製品の認定を受けている寝具類、防災頭巾等側地、衣服類、布張家具等（背部を有さないものに限る。）、布張家具等側地、祭壇マット及び防火服（リズレット素材が組み込まれているものに限る。）のうち、改正後の防災製品性能試験基準に適合しないものに係る基準については、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、現に防災製品の認定を受けている寝具類のうち、改正後の防災製品性能試験基準に適合しないものに係る基準については、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成24年7月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、現に防災製品の認定を受けている非常持出袋、防災頭巾等のうち、改正後の防災製品性能試験基準に適合しないものに係る基準については、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

防災製品の前処理としての洗たく要領

(その1) ふとん側地、マットレス側地、ふとん類の側地、毛布、ベッドスプレッド及び防災頭巾等側地の洗たく要領

洗たくの方法

(1) 水洗い洗たく

告示第11号基準の水洗い洗たく方法によること。ただし、洗剤は、合成洗剤(JIS K 3371に定める弱アルカリ性第1種)を用いることができることとし、洗剤の混入量として異なる標準値が示されているものにあつては、当該標準量を混入するものとする。

(2) ドライクリーニング

告示第11号基準のドライクリーニング方法によること。

(3) 洗たく回数

洗たくの回数は、それぞれの洗たく方法において、5回繰り返し洗たくを行うこと。

附 則

- 1 水洗い洗たく及びドライクリーニングの装置及び方法は、告示第11号基準の規定または防災製品認定委員会がこれと同等以上の性能を有すると認めた装置及び方法によることができるものとする。
- 2 水洗い洗たくに用いる洗剤は、その使用する洗剤によって、「防災製品」ラベルのほかに、使用する洗剤に関して必要な取り扱い方法等の表示を付すること。ただし、粉末洗たく石けん及び合成洗剤の両方に合格したものにあつては、この限りではない。
- 3 防災製品に用いられる材料が、既に防災製品として認定されているものに用いられている材料と同一であり、防災製品認定委員会が洗たくを省略することができるものと認めたものにあつては、洗たくを省略することができるものとする。

(その2) 敷布、ふとんカバー、毛布カバー、枕カバー及びタオルケットの洗たく要領

洗たくの方法

告示第11号基準の水洗い洗たく方法に準じ、次により行う。

(1) 洗じょう時間を60℃の液で75分間連続して行う。

告示第11号基準の方法は、洗じょう時間が15分であるが、本法では、15分×5(回)
=75分とする。

洗じょう時間以外の洗たく方法は、告示第11号基準と同じとする。ただし、洗剤は、合成洗剤(JIS K 3371に定める弱アルカリ性第1種)を用いることができることとし、洗剤の混入量として異なる標準値が示されているものにあつては、当該標準量を混入するものとする。

(2) (1)の洗たく方法(60℃の給水→洗剤投入→試験体投入→60℃の液で75分間洗じょう→排水・給水・40℃の水で5分間すすぎ×3回→排水→脱水2分間→60℃乾燥)を6回繰り返す。(1)の洗たくが5回繰り返しに相当するので、これを(2)で6回繰り返すので、合計30回繰り返しに相当する促進法である。

附 則

(その1)の洗たく要領の附則の規定の例によるものであること。

(その3) 防災頭巾等詰物のうち中わた(防災処理されたものに限る。以下同じ。)及び防災頭巾等の詰物のうち中わたの洗たく要領

洗たくの方法

(1) 水洗い洗たく

告示第11号基準に規定する水洗い洗たく方法によること。

ただし、洗剤は、合成洗剤(JIS K 3371に定める弱アルカリ性第1種)を用いることができることとし、洗剤の混入量として異なる標準値が示されているものにあつては、当該標準量を混入するものとする。

また、洗たくの際、詰物類をポリエステル製の布地(JIS L 0803に規定する染色堅ろう度試験用添付白布)で作成した袋を使用するものとする。

(2) ドライクリーニング

告示第11号基準に定めるドライクリーニング方法によること。また、洗たくの際に使用するポリエステル製の布地は、前号の規定と同一のものとする。

(3) 洗たく回数

洗たくの回数は、それぞれの方法において、各5回繰り返し洗たくを行うこと。

附 則

(その1) の洗たく要領の 附則の規定の例によるものであること。

(その4) 防災頭巾等の洗たく要領

洗たくの方法

(1) 水洗い洗たく

告示第11号基準の水洗い洗たく方法によること。ただし、次に定める項目については、当該各項目に定めるところによること。

① 洗たく方法

告示第11号基準第3の2の(2)に定める洗たく方法のうち、イからホまでに定めるところによる操作を5回繰り返した後に乾燥を行うこと。ただし、5回目の操作にあつては、すすぎ及び脱水を5回まで繰り返すことができるものとする。

② 洗剤

合成洗剤(JIS K 3371に定める弱アルカリ性第1種)を用いることができることとし、洗剤の混入量として異なる標準値が示されているものにあつては、当該標準量を混入するものとする。

③ 乾燥

60℃の温度で行うこと。ただし、熱による影響を受けるおそれのない試料にあつては、80℃の温度で行うことができる。

④ 試料

試料の質量が1,500gを超えるものにあつては、衝撃吸収性試験に支障のない首から下の部分は切り取ることができるものとする。

(2) ドライクリーニング

告示第11号基準のドライクリーニング方法によること。ただし、次ぎに掲げる項目については、当該各項目に定めるところによること。

① 洗たく方法

告示第11号基準第3の3の(2)に定める洗たく方法のうち、イからニの脱液までに定めるところによる操作を5回繰り返した後に、ニの乾燥を行うこと。ただし、5回目の操作にあつては、洗じょう液の量と同量のパークロロエチレンによるすすぎ及び脱液を5回まで繰り返すことができるものとする。

② 試料

試料の質量が500gを超えるものにあつては、衝撃吸収性試験に支障のない首から下の部分は切り取ることができるものとする。

(3) 洗たく回数

洗たくの回数は、それぞれの洗たくにおいて各1回とすること。

附 則

(その1) の洗たく要領の 附則の規定の例によるものであること。

(その5) 衣服類の洗たく要領

洗たくの方法

(1) 水洗い洗たく

告示第11号基準に定める水洗い洗たく方法によること。ただし、洗剤は、合成洗剤(JIS K 3371に定める弱アルカリ性第1種)を用いることができることとし、洗剤の混入量として異なる標準値が示されているものにあつては、当該標準量を混入するものとする。また、洗たくの際、網状の袋を用いることができるものとする。

(2) ドライクリーニング

告示第11号基準に定めるドライクリーニング方法によること。ただし、ドライクリーニングを行う前に、試料を温水処理(40℃×30分)し、通常の乾燥を行うものとする。

(3) 洗たく回数

水洗い洗たくの回数は、原則として50回とする。ドライクリーニングの回数は、5回とする。ただし、水洗い洗たくについては、使用頻度が少ないと考えられる製品及び50回洗たくを行って防災製品として認定された材料(防災素材或いは防災加工をしたものを問わない。)を用いた製品は、洗たく回数を5回に簡略化できるものとする。

附 則

- 1 水洗い洗たく及びドライクリーニングの装置及び方法は、告示第11号の規定または防災製品認定委員会がこれと同等以上の性能を有すると認めた装置及び方法によることができるものとする。
- 2 防災性能試験に合格した製品または材料には、前処理として用いた洗たく方法の種類を表示するものとする。ただし、粉末洗たく石けんを用いる水洗い洗たく及びドライクリーニングの両方の洗たく方法について認定されたものにあつては、この限りではない。
- 3 水洗い洗たくにおいて、粉末洗たく石けんを用いる洗たく後に防災性能試験に合格した場合は、合成洗剤を用いる場合の防災性能試験を省略できるものとする。また、弱アルカリ性合成洗剤を用いる洗たく後に防災性能試験に合格した場合は、中性合成洗剤を用いる場合の防災性能試験を省略できるものとする。

(その6) 布張家具等側地の洗たく要領

洗たくの方法

(1) 水洗い洗たく

告示11号基準に規定する水洗い洗たく方法によること。ただし、洗剤は合成洗剤（JIS K 3371 に定める弱アルカリ性第1種）を用いることができることとし、洗剤の混入量として異なる標準値が示されているものにあつては、当該標準量を混入するものとする。

(2) ドライクリーニング

告示第11号基準に定めるドライクリーニング方法によること。

(3) 洗たくの回数

それぞれの方法において、各5回の繰り返し洗たくを行うこと。

附 則

(その1) の洗たく要領の 附則の規定の例によるものであること。

(その7) マット類の洗たく要領

洗たくの方法

(1) 水洗い洗たく

告示11号基準に規定する水洗い洗たく方法によること。ただし、洗剤は合成洗剤（JIS K 3371 に定める弱アルカリ性第1種）を用いることができることとし、洗剤の混入量として異なる標準値が示されているものにあつては、当該標準量を混入するものとする。

(2) 洗たくの回数

洗濯の回数は、5回の繰り返しとすること。

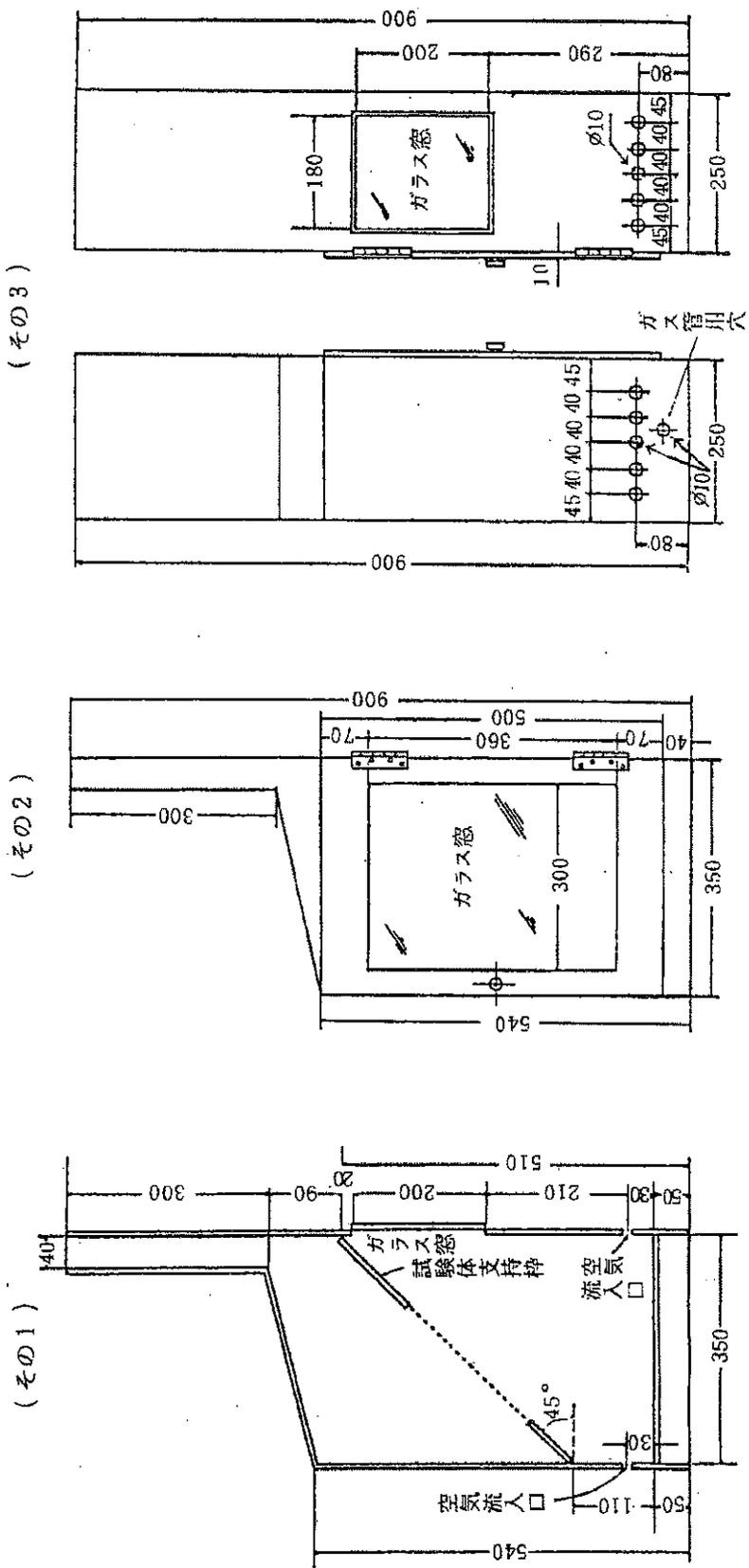
附 則

(その1) の洗たく要領の 附則の規定の例によるものであること。

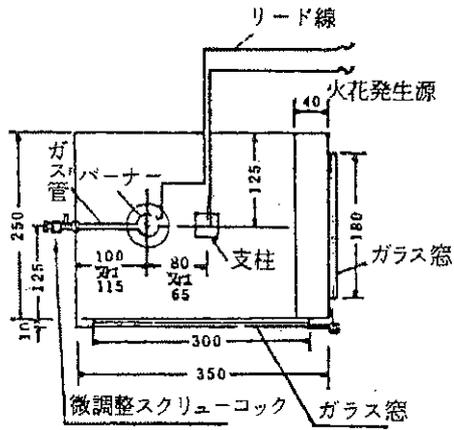
[試験装置の図面]

寝具類 別図 (第1～第11)

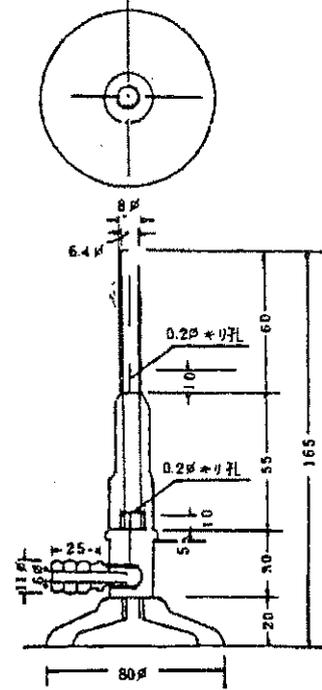
別図第1 燃焼試験箱 (単位 mm)



別図第3 電気火花発生装置
(単位 mm)

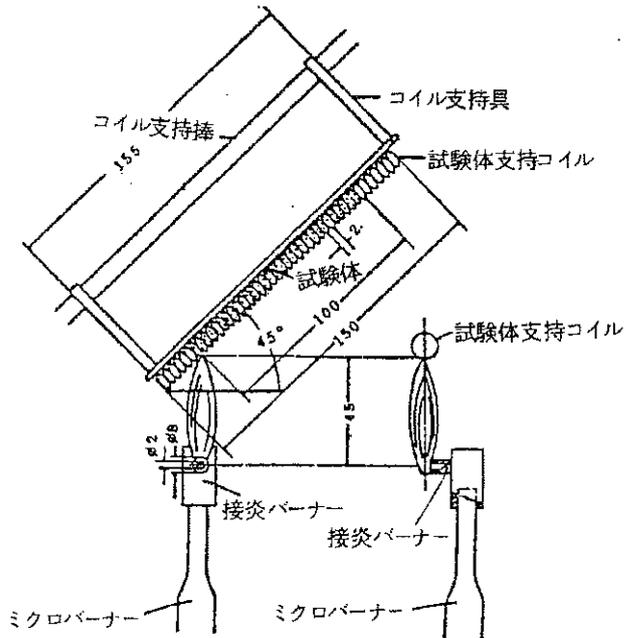


別図第4 ミクロバーナー
(単位 mm)

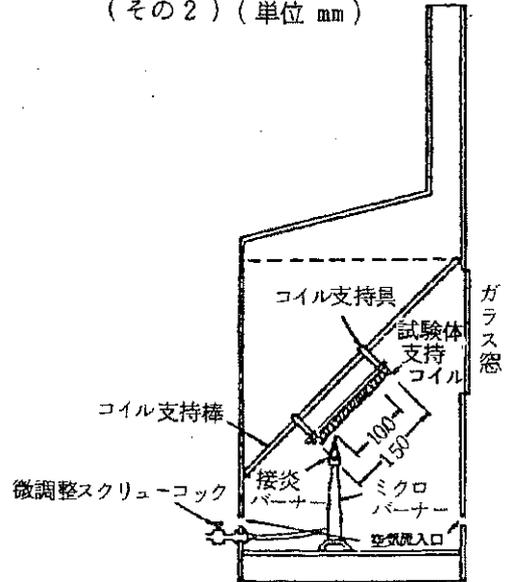


別図第5 試験体支持コイル
(単位 mm)

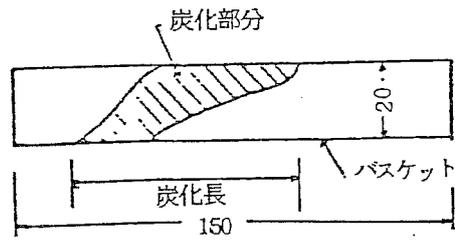
(その1)



(その2) (単位 mm)

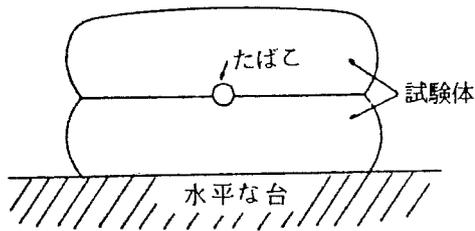


別図第6 炭化長測定方法
(単位 mm)

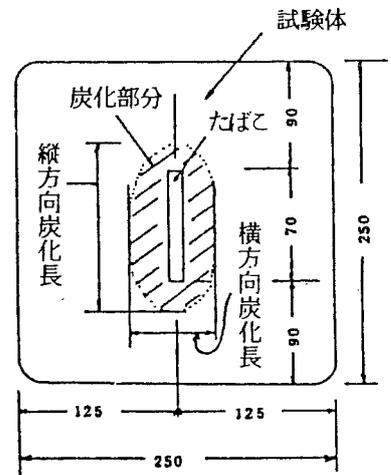


別図第7 火源の位置 (単位 mm)

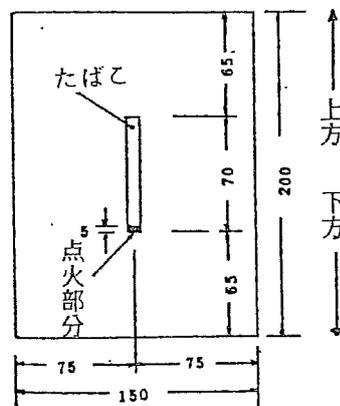
断面



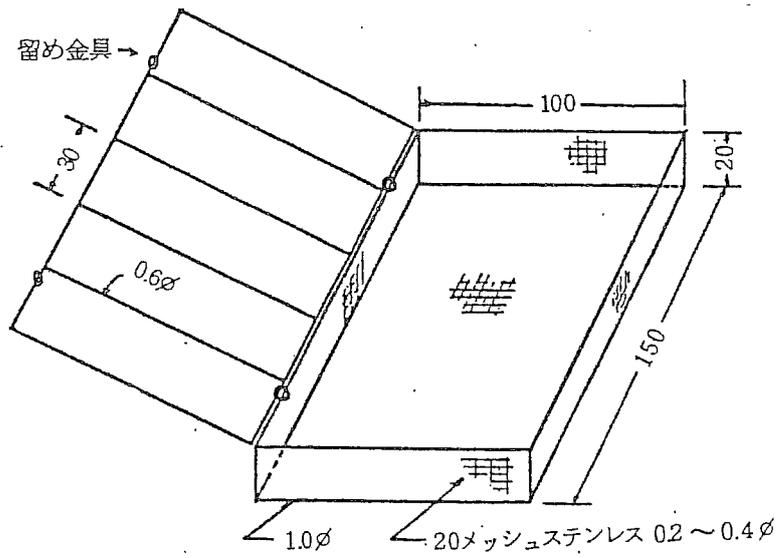
平面



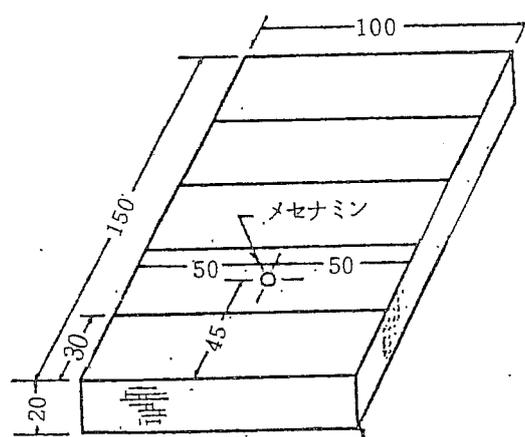
別図第8 火源の位置 (単位 mm)



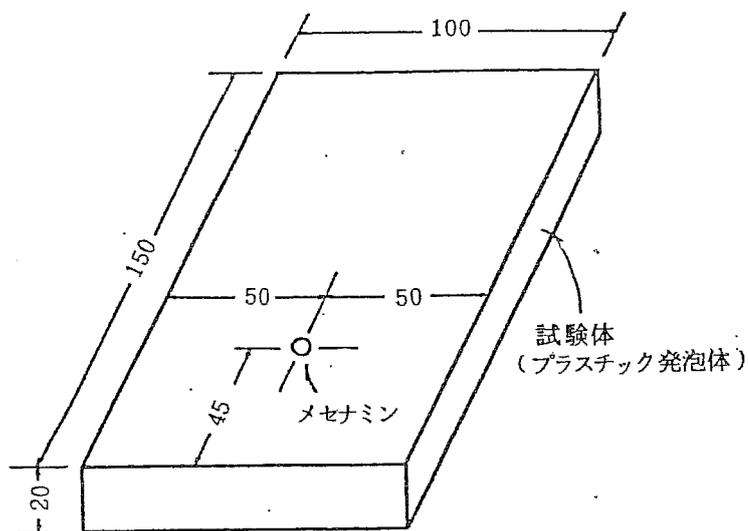
別図第9 バスケット (単位 mm)



別図第10 火源の位置 (単位 mm)

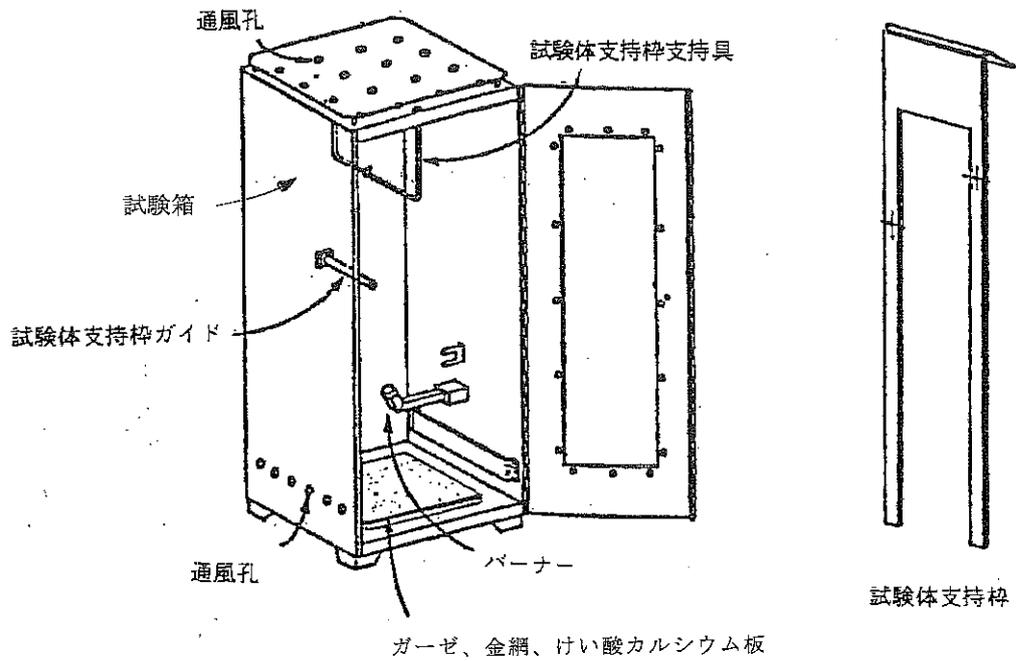


別図第11 火源の位置 (プラスチック発泡体) (単位 mm)



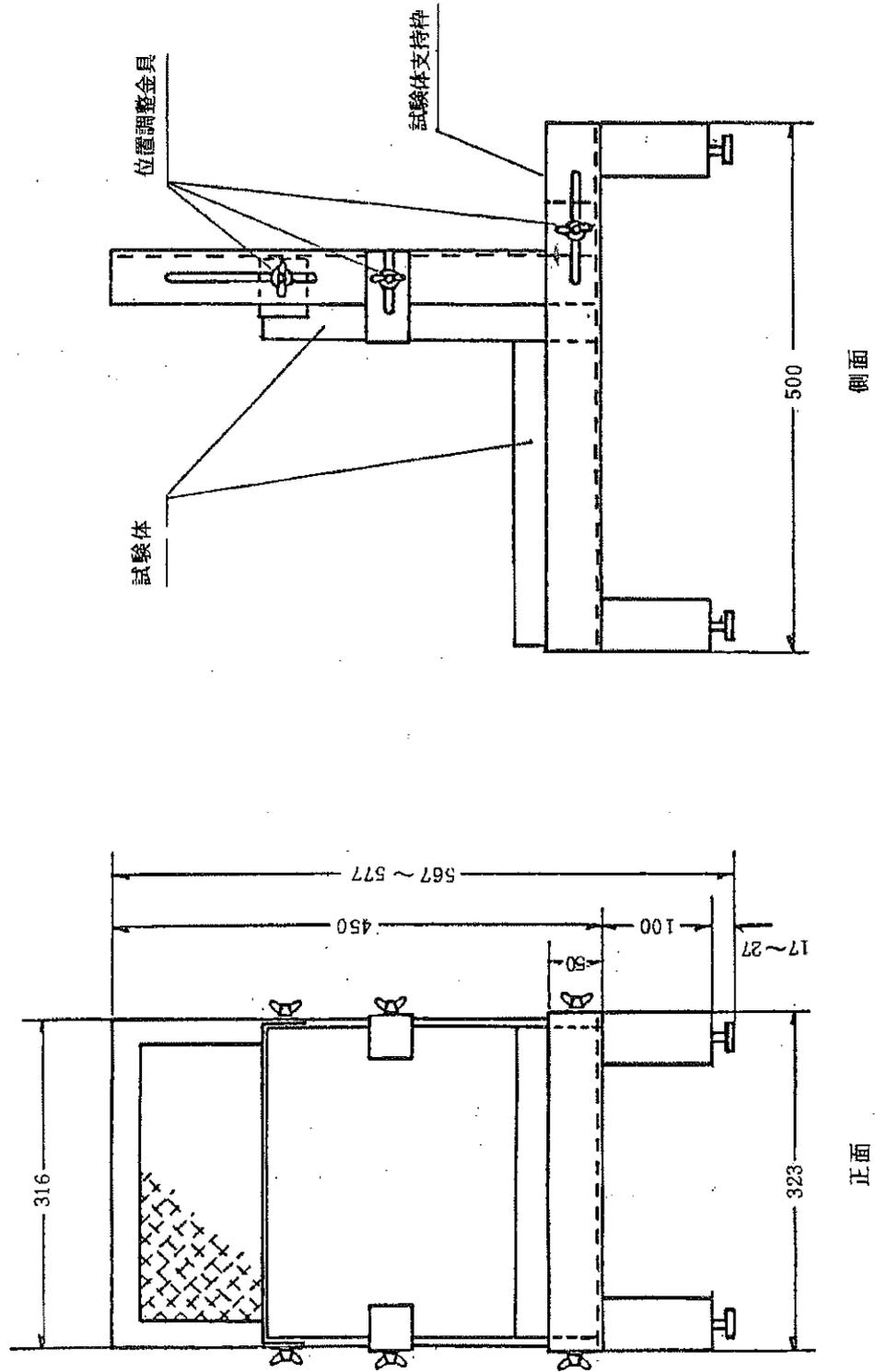
衣服類 別図(第12)

別図第12 燃焼試験装置

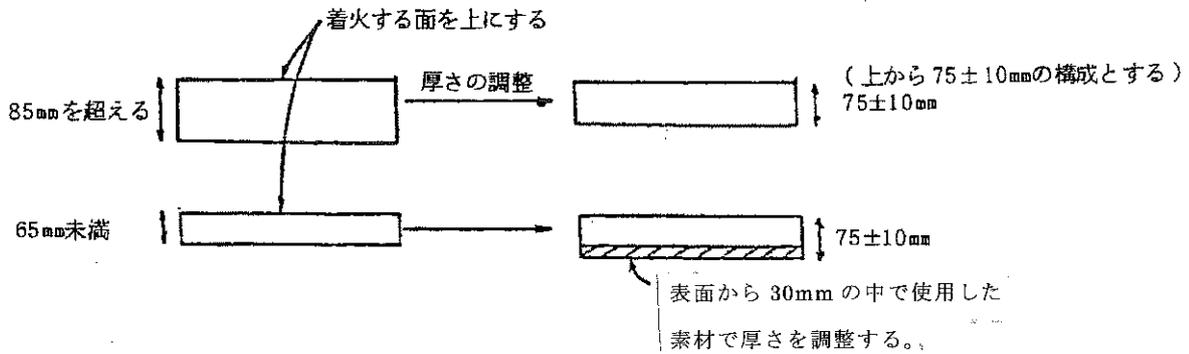


布張家具等 別図 (第 13 ~ 第 20)

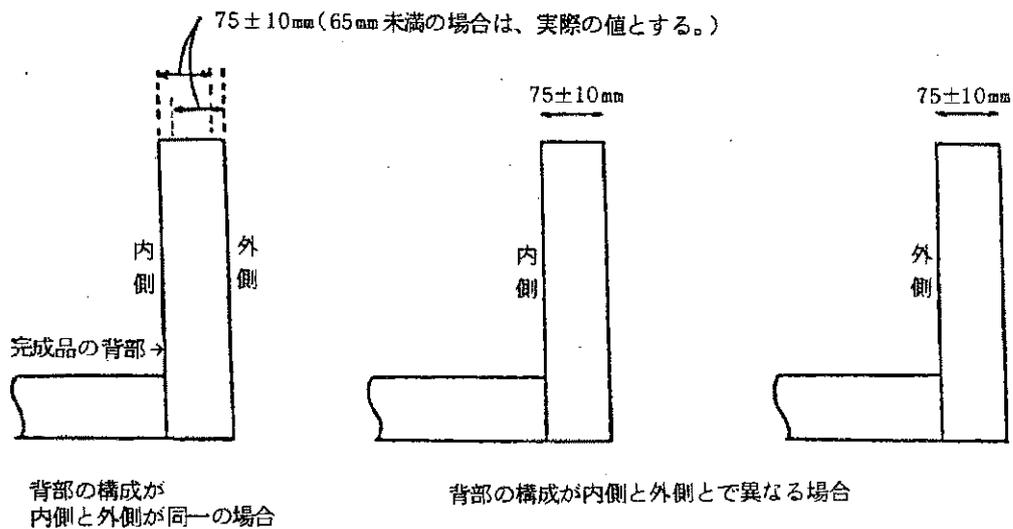
別図第 13 試験体支持枠



別図第 14 試験体の調整（厚み）

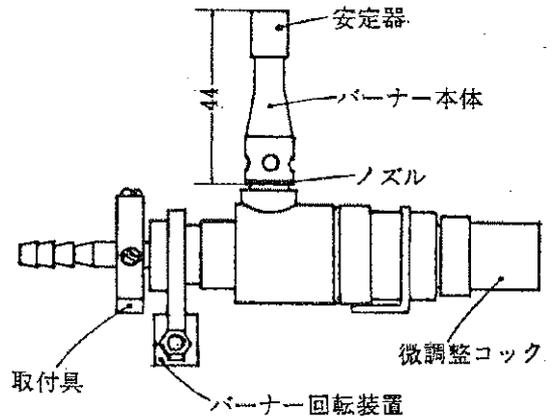


別図第 15 試験体の調整（背部の内側と外側の構成の差異）

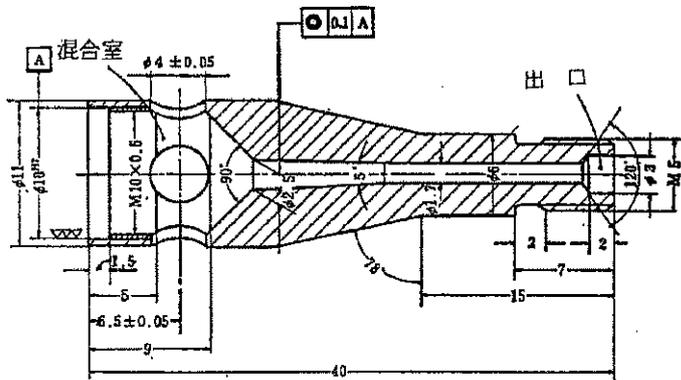


別図第16 バーナー

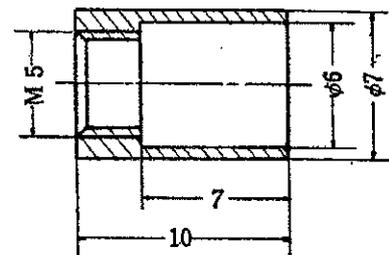
(イ) バーナー



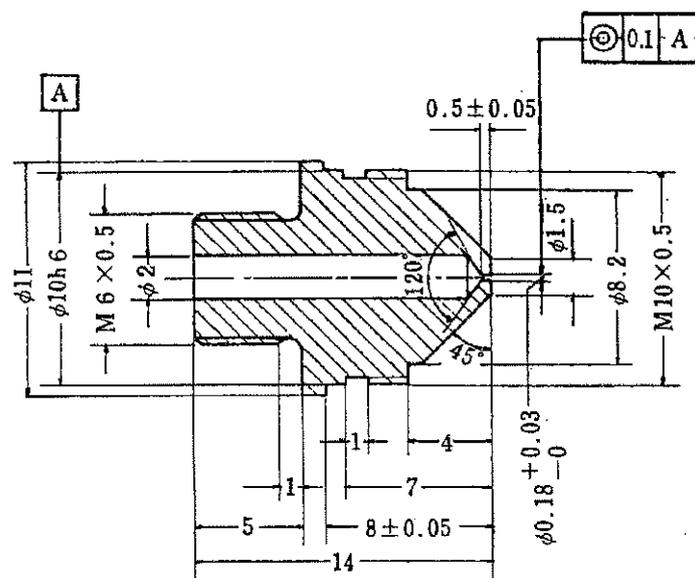
(ロ) バーナー本体



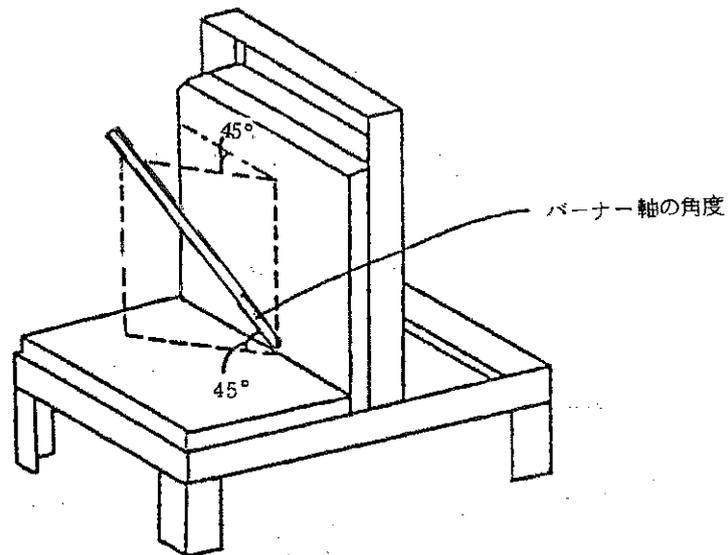
(ハ) 安定器



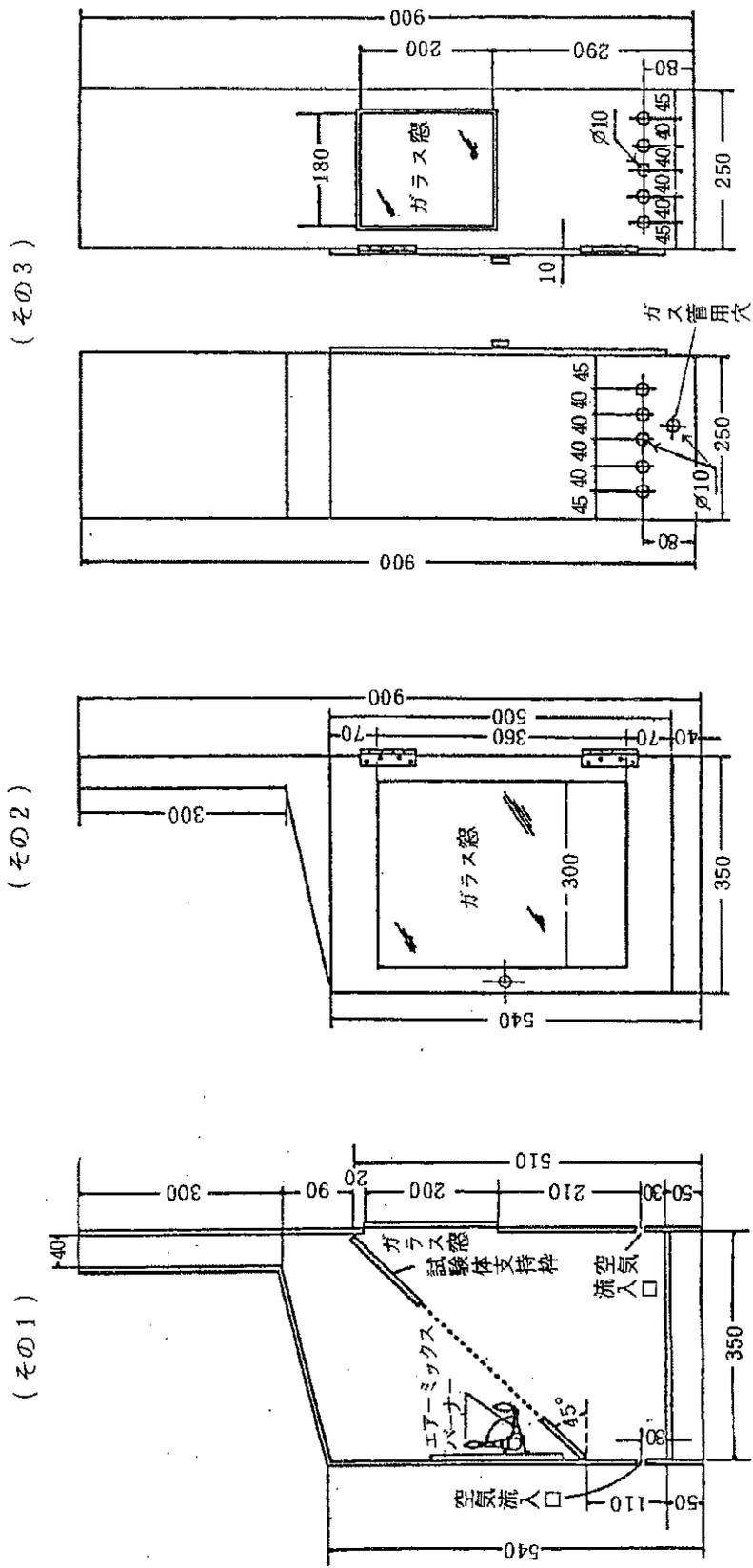
(ニ) ノズル



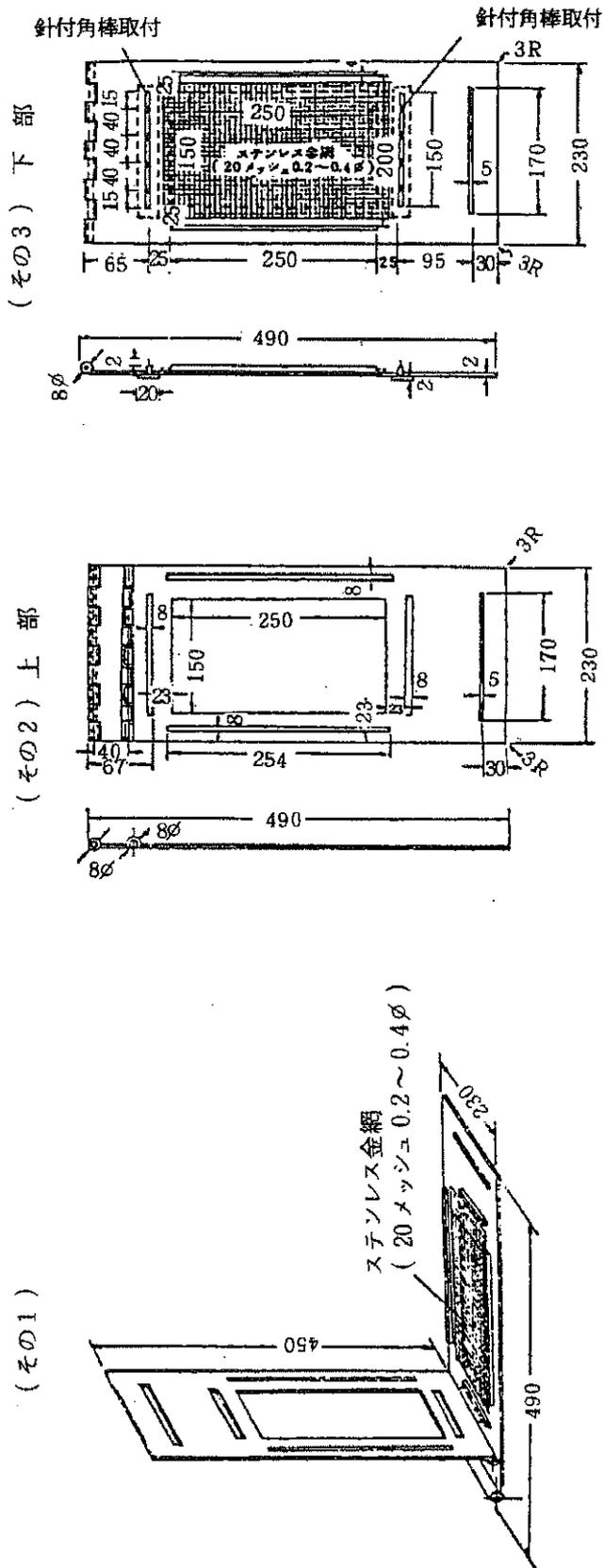
別図第17 クレビスバーナー法



別図第 18 燃焼試験箱 (単位 mm)



別図第19 試験体支持枠 (単位 mm)



別図第 20 電気火花発生装置

